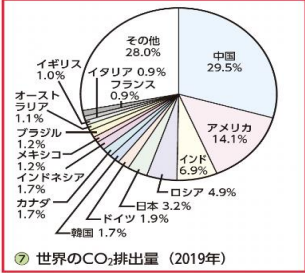
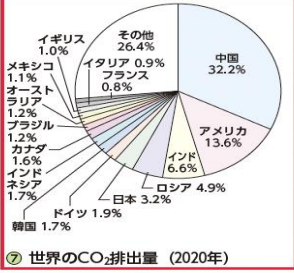
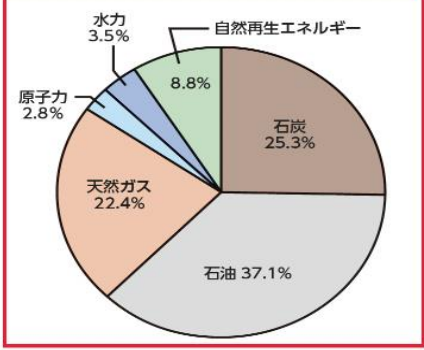
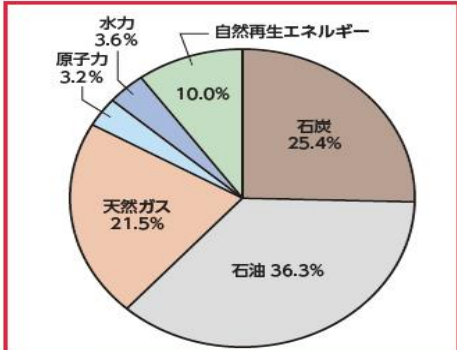
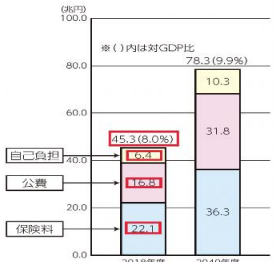
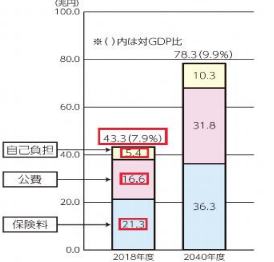
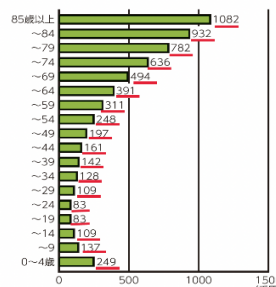
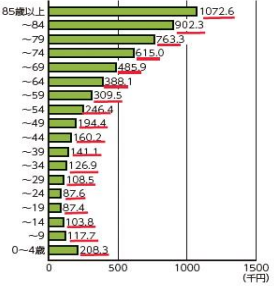
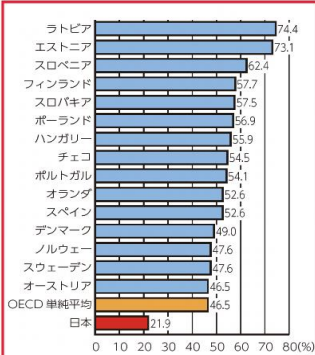
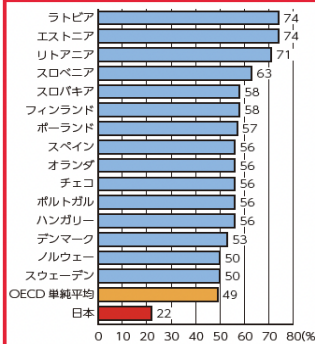
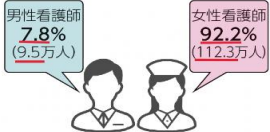

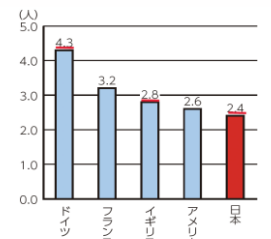
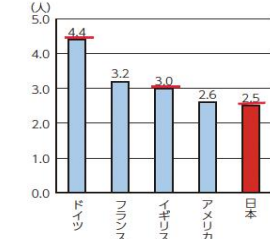
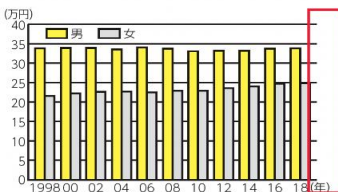
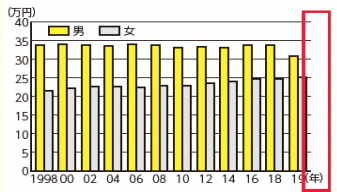




訂正箇所		原文	訂正文	訂正理由
ページ	行			
9	20	<u>3000</u> 人以上の社員:	<u>4000</u> 人以上の社員	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
9	21	<u>2022</u> 年には <u>197</u> 億円の売上高	<u>2023</u> 年には <u>242</u> 億円の売上高:	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
9	26	現象はグローバル化と <u>global</u> →P.162	現象はグローバル化と <u>globalization</u> →P.162	変更が適切な体裁、記載 (英語表記の変更)
17	下表内 右上			変更が適切な体裁、記載 (表記の統一)
17	宗教表 仏教信者	<u>5.4</u> 億人	<u>5.1</u> 億人	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
17	宗教表 キリスト 教信者	<u>24.1</u> 億人	<u>23.8</u> 億人	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
17	宗教表 イスラ ム信者	<u>17.8</u> 億人	<u>19.1</u> 億人	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
21	7	席を譲 ^{ゆず} ってあげた	席を譲 ^{ゆず} った	変更が適切な体裁、記載 (わかりやすくするため)
22	側注①	患者数は <u>2019</u> 年10月末現在	患者数は <u>2020</u> 年10月末現在で	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
25	26-29	日本はなぜ石炭発電を やめないのか 2017年現在で、日本は発電量の <u>87%</u> を 石炭、石油、天然ガスといった化石燃	日本はなぜ石炭発電を やめないのか 2021年現在で、日本は発電量の <u>83%</u> を 石炭、石油、天然ガスといった化石燃	更新が適切な事実の記載 (データの更新)

25	側注⑦ 図	 <p>⑦ 世界のCO₂排出量 (2019年) (全国地球温暖化防止活動推進センター資料より)</p>	 <p>⑦ 世界のCO₂排出量 (2020年) (全国地球温暖化防止活動推進センター資料より)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
26	側注⑨ 図	 <p>⑨ 日本のエネルギー構成比率 (資源エネルギー庁資料より) 2019年度の一次エネルギー国内供給量がベース。</p>	 <p>⑨ 日本のエネルギー構成比率 (資源エネルギー庁資料より) 2021年度の一次エネルギー国内供給量がベース。</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
28	12～ 14	<p>2018年度の国民医療費約45.3兆円のうち、患者自身が負担しているのは約6.4%^①である。残りは保険料や税金など、国民同士の支え合いのお金で維持されている。病気やけがの人の治療のため、国民一人あたり年間約36万円の税金・保険料を負担している勘定だ。</p>	<p>2018年度の国民医療費約43.3兆円のうち、患者自身が負担しているのは約5.4億円^①である。残りは保険料や税金など、国民同士の支え合いのお金で維持されている。病気やけがの人の治療のため、国民一人あたり年間約34万円の税金・保険料を負担している勘定だ。</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)

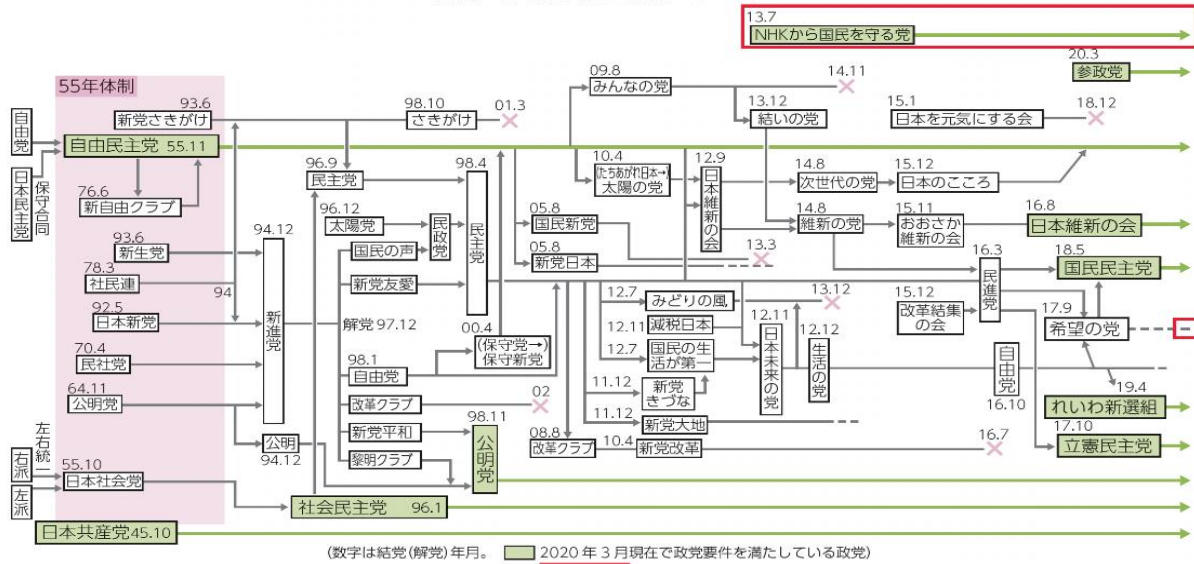
28	側注① 図	 <p>① 医療費の将来の見通し (内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来の見通し」平成30年より)</p>	 <p>① 医療費の将来の見通し (2018年度の数字は厚生労働省・令和2年「平成30年度国民医療費の概況」より。2040年度の数字は内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「平成30年「2040年を見据えた社会保障の将来の見通し」より)</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
29	9	2020年は女性が87.74歳、男性が81.64歳。	2022年は女性が87.09歳、男性が81.05歳。	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
29	側注③ 図	 <p>③ 年齢別一人あたりの医療費 (厚生労働省・平成29年度国民医療費の概況より)</p>	 <p>③ 年齢別一人あたりの医療費 (厚生労働省・令和2年度国民医療費の概況より)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
29	17	2019年には90万人を+	2022年には80万人を	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
39	COLUMN	憲法の保障する「移動の自由」(13条・22条)や「営業の自由」(22条・	憲法の保障する「移動の自由」(22条)や「営業の自由」(22条・29条)	変更が適切な体裁、記載 (13条を削除)
40	7	2021年現在で、 <u>四年生</u> 大学への進学率は男子57.4%、女子51.3%。	2022年現在で、 <u>4年生</u> 大学への進学率は男子59.7%、女子53.4%	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
42	29	<u>正義</u> 。	<u>正義</u> 。	変更が適切な体裁、記載 (ルビ追加)

42	側注① 図	 <p>① OECD各国の医師の女性比率 (OECD health statistics 2017年より・日本の数値は厚生労働省・平成30年「医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」より)</p>	 <p>① OECD各国の医師の女性比率 (OECD Health Statistics 2021より)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
42	側注②	 <p>② 日本の看護師の男女比 (厚生労働省・平成30年「衛生行政報告例」より)</p>	 <p>② 日本の看護師の男女比 (厚生労働省・令和2年「衛生行政報告例」より)</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
43	6	男性医師と対等に働けるようになる ^①	働きやすくなる ^①	変更が適切な体裁、記載 (多様性の観点から)
43	14-18	<p>口千人あたりの医師数は、日本は2.4人である^④。特に高齢化率が高いと必要な医師数は多くなるが、高齢化率が2割を超えるドイツでは4.3人、フランスは3.2人となっている。日本の医師数を増やすためには、私たちが支払う医療費の負担増が避けられない。ドイツ、フランスにおけるGDPに占める医療費の割合は日本の約1.2倍である。日本では国民の医療</p>	<p>口千人あたりの医師数は、日本は2.5人である^④。特に高齢化率が高いと必要な医師数は多くなるが、高齢化率が2割を超えるドイツでは4.4人、フランスは3人となっている。日本の医師数を増やすためには、私たちが支払う医療費の負担増が避けられない。アメリカにおけるGDPに占める医療費の割合は日本の約1.5倍である。日本では国民の医療費負担は低</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
43	30-32	<p>力人口が減少する日本社会にとって至上命題である。しかし2021年に世界経済フォーラムが発表した「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」において日本は156か国中、120位だった。医師に限らず女性の社会進出は日</p>	<p>力人口が減少する日本社会にとって至上命題である。しかし2023年に世界経済フォーラムが発表した「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」において日本は146か国中、125位だった。医師に限らず女性の社会進出は日</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)

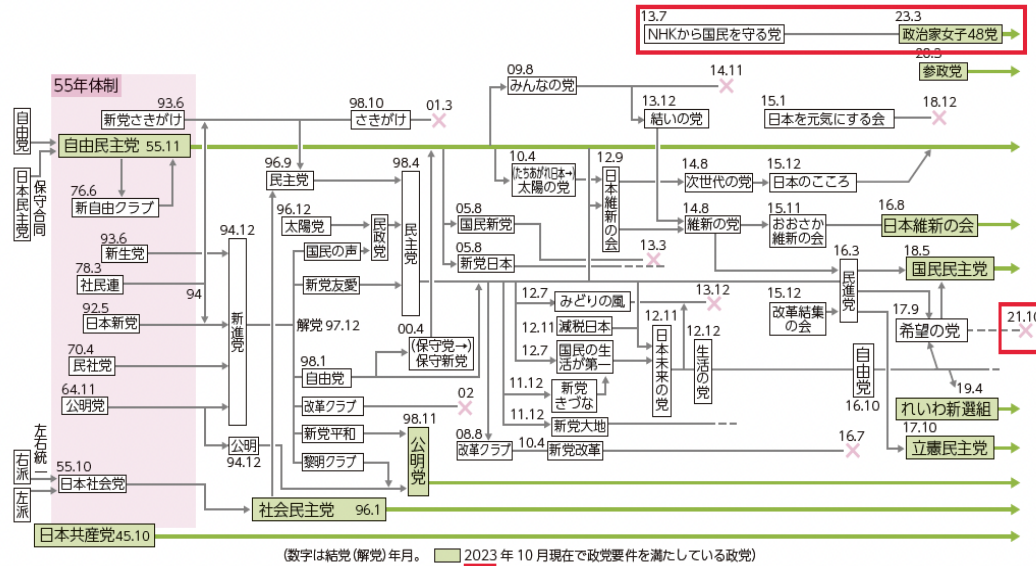
43	側注④ 図	 <p>④ 人口千人あたりの医師数 (OECD health statistics 2019年より※2017年のデータ)</p>	 <p>④ 人口千人あたりの医師数 (OECD health statistics 2021年より※2019年のデータ)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
43	側注⑤	<p>⑤ 経済、教育、健康、政治の4分野14項目のデータを基にして、各国の男女の格差を表した指数で、1が完全平等で0が完全不平等である。2021年の発表では日本は0.656、1位のアイスランドは0.892だった。日本の数値が</p>	<p>⑤ 経済、教育、健康、政治の4分野14項目のデータを基にして、各国の男女の格差を表した指数で、1が完全平等で0が完全不平等である。2023年の発表では日本は0.647、1位のアイスランドは0.912だった。日本の数値が</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
49	コラム	<p>文章や写真を投稿し、友人と共有したりメッセージをやりとりするSNSにはさまざまなサービスがあるが、2017年ころから</p>	<p>文章や写真を投稿して共有したり、メッセージをやりとりしたりと、SNSにはさまざまなサービスがあるが、2017年ころから</p>	変更が適切な体裁、記載 (わかりやすくするため)
50	側注① 図	 <p>① 男女間賃金格差の推移 (厚生労働省・令和3年「賃金構造基本統計調査」より)</p>	 <p>① 男女間賃金格差の推移 (厚生労働省・令和4年「賃金構造基本統計調査」より)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
51	15-16	<p>そして、1985年には女性差別撤廃条約の批准に際し、国内法を整備する必要が生まれ、男女雇用機会均等法が制定された。同法は、募集・採用・</p>	<p>そして、女性差別撤廃条約の批准に際して国内法を整備する必要が生まれ、1985年には男女雇用機会均等法が制定された。同法は、募集・採用・</p>	変更が適切な体裁、記載 (わかりやすくするため)
51	側注⑥	<p>引き上げは達成されていない。特に衆議院議員の女性比率は9.7%にとどまり、世界の下院、一院制と比較すると190か国中168位、OECD諸国中最下位の水準である。(2022年3月現在)</p>	<p>引き上げは達成されていない。特に衆議院議員の女性比率は10%にとどまり、世界の下院、一院制と比較すると190か国中165位、OECD諸国中最下位の水準である。(2023年2月現在)</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)

53	03表	<p>※普通自動車免許の取得</p>	<p>※普通自動車運転免許</p>	<p>変更が適切な体裁、記載（わかりやすくするため）</p>																																																																																																																																		
58	側注②	<p>② 1976年に施行された。その後、さまざまな問題商法が発覚したため、何度か改正されている。2009年に施行された改正では、事前承諾のない広告メールの送信が禁止され、2022年改正では、通信販売に関する規定が厳格化された。</p>	<p>② 1976年に施行された。その後、さまざまな問題商法が発覚したため、何度か改正されている。2009年に施行された改正では、事前承諾のない広告メールの送信が禁止され、2022年改正では、通信販売に関する規定が厳格化された。2023年には、一定の制限つきで契約書面などの電子化が行われた。</p>	<p>更新が適切な事実の記載（法改正により）</p>																																																																																																																																		
61	02	 <p>最高裁判所の大法廷。</p>	 <p>最高裁判所の大法廷。</p>	<p>変更が適切な体裁、記載（違憲判決表の拡大に伴うデザイン調整のため）</p>																																																																																																																																		
61	02表	<p>最高裁判所の違憲判決・決定 (最高裁判断後の取り扱い)</p> <table border="1" data-bbox="293 791 891 1129"> <tr> <td>1973年</td> <td>尊属殺重罰規定</td> <td>憲法14条（法の下での平等）</td> <td>違憲</td> <td>刑法200条を廃止</td> </tr> <tr> <td>1975年</td> <td>薬事法距離制限規定</td> <td>憲法22条（職業選択の自由）</td> <td>違憲</td> <td>薬事法6条を廃止</td> </tr> <tr> <td>1976年 1985年</td> <td>衆議院議員定数不均衡</td> <td>憲法14条、44条（法の下での平等、議員及び選挙人の資格）</td> <td>違憲（ただし選挙は有効）</td> <td>1986年に定数配分改正</td> </tr> <tr> <td>1987年</td> <td>森林法共有林事件</td> <td>憲法29条（財産権の保障）</td> <td>違憲</td> <td>森林法186条を廃止</td> </tr> <tr> <td>1997年</td> <td>愛媛玉ぐし料訴訟</td> <td>憲法20条、89条（国の宗教活動の禁止、公の財産の支出・利用制限）</td> <td>違憲</td> <td>支出した公費を知事が賠償</td> </tr> <tr> <td>2002年</td> <td>郵便法違憲判決</td> <td>憲法17条（国の賠償責任）</td> <td>違憲</td> <td>郵便法改正</td> </tr> <tr> <td>2005年</td> <td>在外日本人選挙権制限規定</td> <td>憲法15条、43条、44条（普通選挙の保障、選挙人の資格ほか）</td> <td>違憲</td> <td>公職選挙法改正</td> </tr> <tr> <td>2008年</td> <td>国籍法婚外子差別規定</td> <td>憲法14条（法の下での平等）</td> <td>違憲</td> <td>国籍法改正</td> </tr> <tr> <td>2010年</td> <td>砂川政教分離訴訟</td> <td>憲法第20条、89条（国から特権を受ける宗教の禁止、公の財産の支出・利用制限）</td> <td>違憲</td> <td>市有地の有償貸与</td> </tr> <tr> <td>2013年</td> <td>婚外子相続差別規定</td> <td>憲法14条（法の下での平等）</td> <td>違憲</td> <td>民法改正</td> </tr> <tr> <td>2015年</td> <td>女性再婚禁止期間規定</td> <td>憲法14条、24条（法の下での平等、両性の本質的平等）</td> <td>違憲</td> <td>民法改正</td> </tr> <tr> <td>2021年</td> <td>孔子廟訴訟</td> <td>憲法20条（国の宗教活動の禁止）</td> <td>違憲</td> <td>免除された公園使用料の返還請求</td> </tr> </table>	1973年	尊属殺重罰規定	憲法14条（法の下での平等）	違憲	刑法200条を廃止	1975年	薬事法距離制限規定	憲法22条（職業選択の自由）	違憲	薬事法6条を廃止	1976年 1985年	衆議院議員定数不均衡	憲法14条、44条（法の下での平等、議員及び選挙人の資格）	違憲（ただし選挙は有効）	1986年に定数配分改正	1987年	森林法共有林事件	憲法29条（財産権の保障）	違憲	森林法186条を廃止	1997年	愛媛玉ぐし料訴訟	憲法20条、89条（国の宗教活動の禁止、公の財産の支出・利用制限）	違憲	支出した公費を知事が賠償	2002年	郵便法違憲判決	憲法17条（国の賠償責任）	違憲	郵便法改正	2005年	在外日本人選挙権制限規定	憲法15条、43条、44条（普通選挙の保障、選挙人の資格ほか）	違憲	公職選挙法改正	2008年	国籍法婚外子差別規定	憲法14条（法の下での平等）	違憲	国籍法改正	2010年	砂川政教分離訴訟	憲法第20条、89条（国から特権を受ける宗教の禁止、公の財産の支出・利用制限）	違憲	市有地の有償貸与	2013年	婚外子相続差別規定	憲法14条（法の下での平等）	違憲	民法改正	2015年	女性再婚禁止期間規定	憲法14条、24条（法の下での平等、両性の本質的平等）	違憲	民法改正	2021年	孔子廟訴訟	憲法20条（国の宗教活動の禁止）	違憲	免除された公園使用料の返還請求	<p>最高裁判所の違憲判決・決定 (最高裁判断後の取り扱い)</p> <table border="1" data-bbox="1048 791 1637 1161"> <tr> <td>1973年</td> <td>尊属殺重罰規定</td> <td>憲法14条（法の下での平等）</td> <td>違憲</td> <td>刑法200条を廃止</td> </tr> <tr> <td>1975年</td> <td>薬事法距離制限規定</td> <td>憲法22条（職業選択の自由）</td> <td>違憲</td> <td>薬事法6条を廃止</td> </tr> <tr> <td>1976年 1985年</td> <td>衆議院議員定数不均衡</td> <td>憲法14条、44条（法の下での平等、議員及び選挙人の資格）</td> <td>違憲（ただし選挙は有効）</td> <td>1986年に定数配分改正</td> </tr> <tr> <td>1987年</td> <td>森林法共有林事件</td> <td>憲法29条（財産権の保障）</td> <td>違憲</td> <td>森林法186条を廃止</td> </tr> <tr> <td>1997年</td> <td>愛媛玉ぐし料訴訟</td> <td>憲法20条、89条（国の宗教活動の禁止、公の財産の支出・利用制限）</td> <td>違憲</td> <td>支出した公費を知事が賠償</td> </tr> <tr> <td>2002年</td> <td>郵便法違憲判決</td> <td>憲法17条（国の賠償責任）</td> <td>違憲</td> <td>郵便法改正</td> </tr> <tr> <td>2005年</td> <td>在外日本人選挙権制限規定</td> <td>憲法15条、43条、44条（普通選挙の保障、選挙人の資格ほか）</td> <td>違憲</td> <td>公職選挙法改正</td> </tr> <tr> <td>2008年</td> <td>国籍法婚外子差別規定</td> <td>憲法14条（法の下での平等）</td> <td>違憲</td> <td>国籍法改正</td> </tr> <tr> <td>2010年</td> <td>砂川政教分離訴訟</td> <td>憲法第20条、89条（国から特権を受ける宗教の禁止、公の財産の支出・利用制限）</td> <td>違憲</td> <td>市有地の有償貸与</td> </tr> <tr> <td>2013年</td> <td>婚外子相続差別規定</td> <td>憲法14条（法の下での平等）</td> <td>違憲</td> <td>民法改正</td> </tr> <tr> <td>2015年</td> <td>女性再婚禁止期間規定</td> <td>憲法14条、24条（法の下での平等、両性の本質的平等）</td> <td>違憲</td> <td>民法改正</td> </tr> <tr> <td>2021年</td> <td>孔子廟訴訟</td> <td>憲法20条（国の宗教活動の禁止）</td> <td>違憲</td> <td>公園使用料の請求</td> </tr> <tr> <td>2022年</td> <td>在外邦人国民審査投票権制限</td> <td>憲法15条（公務員の選定罷免権）</td> <td>違憲</td> <td>国民審査法改正</td> </tr> <tr> <td>2023年</td> <td>性同一性障害性別変更要件規定</td> <td>憲法13条（幸福追求権）</td> <td>違憲（性別変更に、精巣や卵巣を切除する手術を求める要件）</td> <td>性同一性障害特例法改正を検討</td> </tr> </table>	1973年	尊属殺重罰規定	憲法14条（法の下での平等）	違憲	刑法200条を廃止	1975年	薬事法距離制限規定	憲法22条（職業選択の自由）	違憲	薬事法6条を廃止	1976年 1985年	衆議院議員定数不均衡	憲法14条、44条（法の下での平等、議員及び選挙人の資格）	違憲（ただし選挙は有効）	1986年に定数配分改正	1987年	森林法共有林事件	憲法29条（財産権の保障）	違憲	森林法186条を廃止	1997年	愛媛玉ぐし料訴訟	憲法20条、89条（国の宗教活動の禁止、公の財産の支出・利用制限）	違憲	支出した公費を知事が賠償	2002年	郵便法違憲判決	憲法17条（国の賠償責任）	違憲	郵便法改正	2005年	在外日本人選挙権制限規定	憲法15条、43条、44条（普通選挙の保障、選挙人の資格ほか）	違憲	公職選挙法改正	2008年	国籍法婚外子差別規定	憲法14条（法の下での平等）	違憲	国籍法改正	2010年	砂川政教分離訴訟	憲法第20条、89条（国から特権を受ける宗教の禁止、公の財産の支出・利用制限）	違憲	市有地の有償貸与	2013年	婚外子相続差別規定	憲法14条（法の下での平等）	違憲	民法改正	2015年	女性再婚禁止期間規定	憲法14条、24条（法の下での平等、両性の本質的平等）	違憲	民法改正	2021年	孔子廟訴訟	憲法20条（国の宗教活動の禁止）	違憲	公園使用料の請求	2022年	在外邦人国民審査投票権制限	憲法15条（公務員の選定罷免権）	違憲	国民審査法改正	2023年	性同一性障害性別変更要件規定	憲法13条（幸福追求権）	違憲（性別変更に、精巣や卵巣を切除する手術を求める要件）	性同一性障害特例法改正を検討	<p>更新が適切な事実の記載（違憲判決事案の追加）</p>
1973年	尊属殺重罰規定	憲法14条（法の下での平等）	違憲	刑法200条を廃止																																																																																																																																		
1975年	薬事法距離制限規定	憲法22条（職業選択の自由）	違憲	薬事法6条を廃止																																																																																																																																		
1976年 1985年	衆議院議員定数不均衡	憲法14条、44条（法の下での平等、議員及び選挙人の資格）	違憲（ただし選挙は有効）	1986年に定数配分改正																																																																																																																																		
1987年	森林法共有林事件	憲法29条（財産権の保障）	違憲	森林法186条を廃止																																																																																																																																		
1997年	愛媛玉ぐし料訴訟	憲法20条、89条（国の宗教活動の禁止、公の財産の支出・利用制限）	違憲	支出した公費を知事が賠償																																																																																																																																		
2002年	郵便法違憲判決	憲法17条（国の賠償責任）	違憲	郵便法改正																																																																																																																																		
2005年	在外日本人選挙権制限規定	憲法15条、43条、44条（普通選挙の保障、選挙人の資格ほか）	違憲	公職選挙法改正																																																																																																																																		
2008年	国籍法婚外子差別規定	憲法14条（法の下での平等）	違憲	国籍法改正																																																																																																																																		
2010年	砂川政教分離訴訟	憲法第20条、89条（国から特権を受ける宗教の禁止、公の財産の支出・利用制限）	違憲	市有地の有償貸与																																																																																																																																		
2013年	婚外子相続差別規定	憲法14条（法の下での平等）	違憲	民法改正																																																																																																																																		
2015年	女性再婚禁止期間規定	憲法14条、24条（法の下での平等、両性の本質的平等）	違憲	民法改正																																																																																																																																		
2021年	孔子廟訴訟	憲法20条（国の宗教活動の禁止）	違憲	免除された公園使用料の返還請求																																																																																																																																		
1973年	尊属殺重罰規定	憲法14条（法の下での平等）	違憲	刑法200条を廃止																																																																																																																																		
1975年	薬事法距離制限規定	憲法22条（職業選択の自由）	違憲	薬事法6条を廃止																																																																																																																																		
1976年 1985年	衆議院議員定数不均衡	憲法14条、44条（法の下での平等、議員及び選挙人の資格）	違憲（ただし選挙は有効）	1986年に定数配分改正																																																																																																																																		
1987年	森林法共有林事件	憲法29条（財産権の保障）	違憲	森林法186条を廃止																																																																																																																																		
1997年	愛媛玉ぐし料訴訟	憲法20条、89条（国の宗教活動の禁止、公の財産の支出・利用制限）	違憲	支出した公費を知事が賠償																																																																																																																																		
2002年	郵便法違憲判決	憲法17条（国の賠償責任）	違憲	郵便法改正																																																																																																																																		
2005年	在外日本人選挙権制限規定	憲法15条、43条、44条（普通選挙の保障、選挙人の資格ほか）	違憲	公職選挙法改正																																																																																																																																		
2008年	国籍法婚外子差別規定	憲法14条（法の下での平等）	違憲	国籍法改正																																																																																																																																		
2010年	砂川政教分離訴訟	憲法第20条、89条（国から特権を受ける宗教の禁止、公の財産の支出・利用制限）	違憲	市有地の有償貸与																																																																																																																																		
2013年	婚外子相続差別規定	憲法14条（法の下での平等）	違憲	民法改正																																																																																																																																		
2015年	女性再婚禁止期間規定	憲法14条、24条（法の下での平等、両性の本質的平等）	違憲	民法改正																																																																																																																																		
2021年	孔子廟訴訟	憲法20条（国の宗教活動の禁止）	違憲	公園使用料の請求																																																																																																																																		
2022年	在外邦人国民審査投票権制限	憲法15条（公務員の選定罷免権）	違憲	国民審査法改正																																																																																																																																		
2023年	性同一性障害性別変更要件規定	憲法13条（幸福追求権）	違憲（性別変更に、精巣や卵巣を切除する手術を求める要件）	性同一性障害特例法改正を検討																																																																																																																																		
61	02	<p>場合、<u>最高裁判所に</u>^{ひょうこく}上告して三審に訴えることができる。</p>	<p>場合、<u>上告</u>^{ひょうこく}して三審に訴えることができる。</p>	<p>変更が適切な体裁、記載（第一審が簡易裁判所の場合を記載）</p>																																																																																																																																		

61	COLUMN	電話相談のためのコールセンターがあり、全国に <u>50</u> か所の地方事務所を設けている。	電話相談のためのコールセンターがあり、全国に約 <u>100</u> か所の地方事務所を設けている。	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
62	11	法律は <u>主に</u> 刑法である。	法律は <u>刑法</u> である。	変更が適切な体裁、記載(わかりやすくするため)
62	COLUMN	<u>少年犯罪に対する厳罰化</u> が進められた。2022年より始まる18歳成年に対応して、少年法の適用年齢の引き下げも検討されている。	<u>少年犯罪に対する厳罰化</u> が進められた。2022年からは18歳成年に対応し、18歳と19歳の少年を「特定少年」と位置づけ、起訴される事件の範囲を拡大し、起訴後の実名報道も可能になった。	更新が適切な事実の記載 (法改正により)
63	02図	<p>公訴の提起 → 起訴状朗読 → 証人尋問 → 被告人質問 → 論告・求刑 → 最終弁論 → 判決 → 上訴</p> <p>被審者等による参加の申出 → 裁判所の許可</p> <p>情状についての証言の証明力を争うための尋問をすることができる。</p> <p>意見を陳述するために必要な場合に質問をすることができる。</p> <p>訴因の範囲内で、事実または法律についての意見を陳述することができる。</p>	<p>公訴の提起 → 起訴状朗読 → 証人尋問 → 被告人質問 → 論告・求刑 → 最終弁論 → 判決 → 上訴</p> <p>被審者等による参加の申出 → 裁判所の許可</p> <p>情状についての証言の証明力を争うための尋問をすることができる。</p> <p>意見を陳述するために必要な場合に質問をすることができる。</p> <p>訴因の範囲内で、事実または法律についての意見を陳述することができる。</p>	変更が適切な体裁、記載 (制度を正確に示すため)
73	02	<u>投票制度</u> などがある。中でも <u>期日前投票</u> は、 <u>2019</u> 年の参院選では全有権者の <u>16%</u> が利用した。	<u>投票制度</u> などがある。中でも <u>期日前投票</u> は、 <u>2022</u> 年の参院選では全有権者の <u>18.6%</u> が利用した。	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
73	02	衆議院選挙の議員定数 (<u>2020</u> 年現在)	衆議院選挙の議員定数 (<u>2022</u> 年現在)	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
73	03図	<p>最大格差 (倍)</p> <p>○ 参議院選挙 ● 衆議院選挙</p> <p>○ 合票 ▲ 選挙状態 × 選挙</p> <p>1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 (年)</p> <p>(社会実情データ図録より)</p> <p>※2021年の衆議院選挙は最高裁判所で審理中(2022年10月現在)。</p>	<p>最大格差 (倍)</p> <p>○ 参議院選挙 ● 衆議院選挙</p> <p>○ 合票 ▲ 選挙状態 × 選挙</p> <p>1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 (年)</p> <p>(社会実情データ図録より)</p>	更新が適切な事実の記載 (合憲判決が出たため)



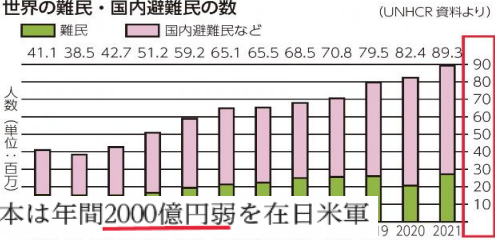
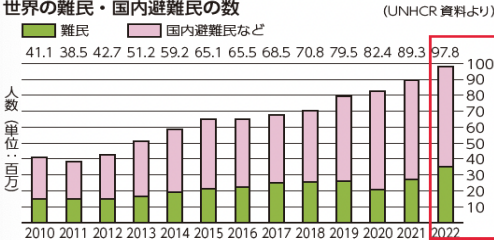
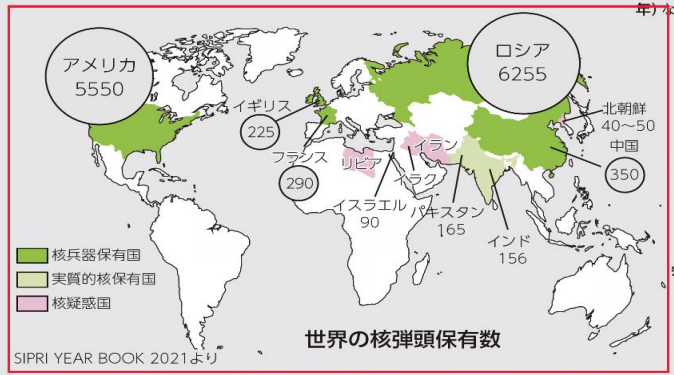
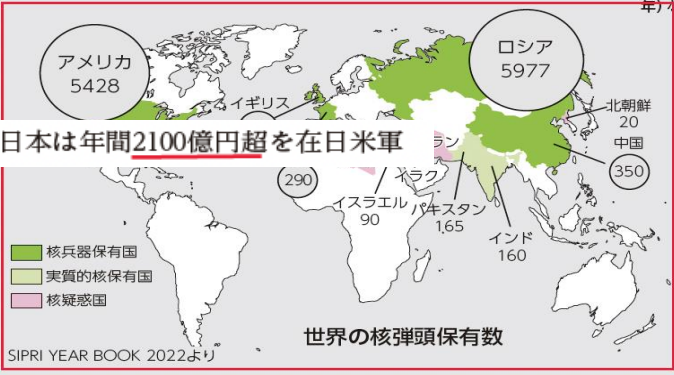


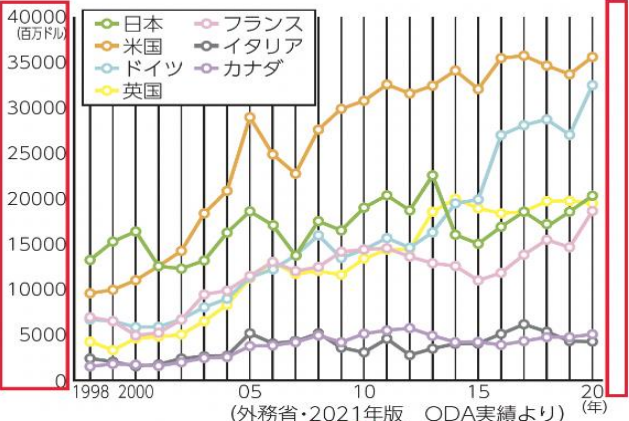
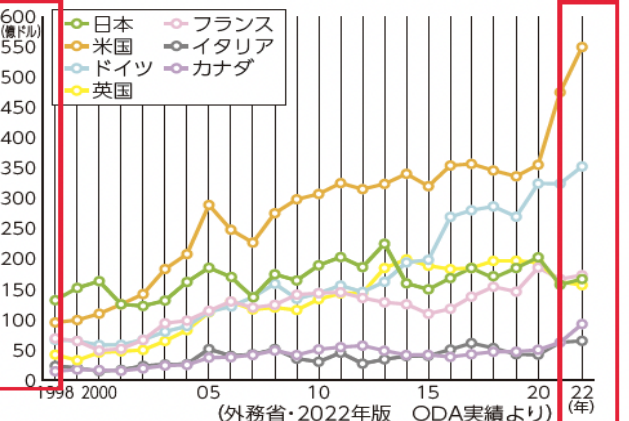
更新が適切な事実の記載
 (政党名変更及び政党資格の失効)

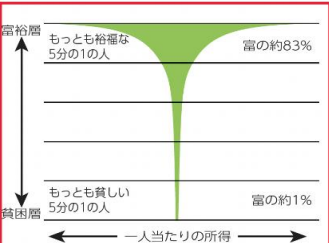
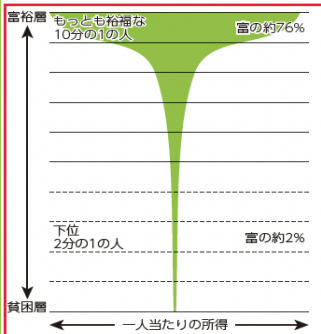


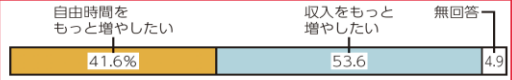
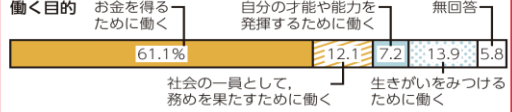

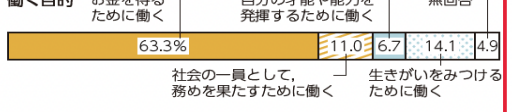
79	02図	<p>は国務大臣がいる。</p> <p>復興庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 特命担当大臣 沖縄及び北方対策担当 金融担当 消費者及び食品安全担当 その他 男女共同参画会議 など <p>内閣府</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣法制局 国家安全保障会議 人事院 会計検査院 <p>防衛省</p> <ul style="list-style-type: none"> 防衛装備庁 防衛省 <p>環境省</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会 環境省 <p>国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 気象庁 海上保安庁 運輸安全委員会 <p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁 中小企業庁 産業省 資源エネルギー庁 <p>水産省</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産省 林野庁 <p>農林省</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林省 水産省 <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省 中央労働委員会 <p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省 スポーツ庁 <p>財務省</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務省 文化庁 国庫庁 <p>外務省</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省 国際協力機構 <p>法務省</p> <ul style="list-style-type: none"> 法務省 公安調査庁 公安審査委員会 <p>総務省</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省 消防庁 公書等調整委員会 <p>委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正取引委員会 国家公安 警察庁 個人情報保護委員会 金融庁 消費庁 	<p>は国務大臣がいる。</p> <p>デジタル庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 特命担当大臣 沖縄及び北方対策担当 金融担当 消費者及び食品安全担当 その他 男女共同参画会議 など <p>内閣府</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣法制局 国家安全保障会議 人事院 会計検査院 <p>防衛省</p> <ul style="list-style-type: none"> 防衛装備庁 防衛省 <p>環境省</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会 環境省 <p>国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 気象庁 海上保安庁 運輸安全委員会 <p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁 中小企業庁 産業省 資源エネルギー庁 <p>水産省</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産省 林野庁 <p>農林省</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林省 水産省 <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省 中央労働委員会 <p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省 スポーツ庁 <p>財務省</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務省 文化庁 国庫庁 <p>外務省</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省 国際協力機構 <p>法務省</p> <ul style="list-style-type: none"> 法務省 公安調査庁 公安審査委員会 <p>総務省</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省 消防庁 公書等調整委員会 <p>委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正取引委員会 国家公安 警察庁 個人情報保護委員会 金融庁 消費庁 こども家庭庁 	更新が適切な事実の記載 (こども家庭庁新設のため) ※上部のデジタル庁は昨年申請許可済み)
79	02	<p>は防衛装備庁、スポーツ庁が設置された。</p> <p>防衛省</p>	<p>は防衛装備庁、スポーツ庁が設置された。さらに2021年にはデジタル庁が新設され、2023年4月にこども家庭庁が発足した。</p>	更新が適切な事実の記載 (こども家庭庁新設のため)
81	02図	<p>地方自治体の歳入の構成比</p> <p>歳入 令和元年度 103兆 2,459 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般財源 61兆 328億円 (59.1%) 地方税 41兆 2,115億円 (39.9%) 地方譲与税 2兆 6,138億円 (2.5%) 地方特例交付金 4,683億円 (0.5%) 地方交付税 16兆 7,392億円 (16.2%) 臨時財政対策債 3兆 2,311億円 (3.1%) 国庫支出金 15兆 8,344億円 (15.3%) 地方債 10兆 8,705億円 (10.5%) その他 15兆 5,081億円 (15.1%) <p>(総務省 令和3年版地方財政白書より)</p>	<p>地方自治体の歳入の構成比</p> <p>歳入 令和2年度 130兆 472 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般財源 60兆 2,725億円 (46.3%) 地方税 40兆 8,256億円 (31.4%) 地方譲与税 2兆 2,323億円 (1.7%) 地方特例交付金 2,256億円 (0.2%) 地方交付税 16兆 9,890億円 (13.1%) 臨時財政対策債 3兆 1,116億円 (2.4%) 国庫支出金 37兆 4,557億円 (28.8%) 地方債 12兆 2,607億円 (9.4%) その他 20兆 583億円 (15.5%) <p>(総務省 令和4年版地方財政白書より)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
86	2	2500万人から <u>3000万人</u> の人口	2500万人から <u>3500万人</u> の人口	更新が適切な事実の記載 (より正確な情報を記すため)
86	側注③	<p>③ クルド人の居住地域 (地図上のグリーンの部分)</p> <p>イラン、イラク、トルコ、シリアの4か国にまたがってクルド人が居住している。</p>	<p>③ クルド人の居住地域 (地図上のグリーンの部分)</p> <p>イラン、イラク、トルコ、シリアなどにまたがってクルド人が居住している。</p>	更新が適切な事実の記載 (より正確な情報を記すため)

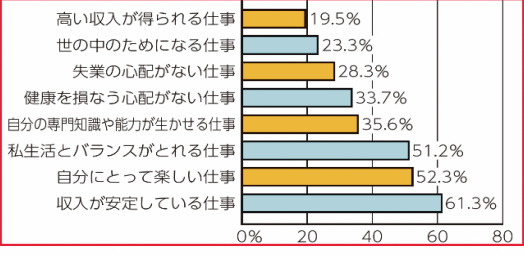
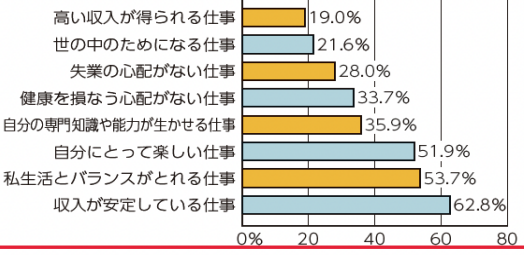
87	2	2014年以降の「 <u>イスラム国</u> 」との戦闘とも関連しつ →P.096	2014年以降の「 <u>イスラーム国</u> 」との戦闘とも関連しつ →P.096	変更が適切な体裁、記載 (表記の統一)
88	側注② 表内	<u>当事者間の合意に基づき審理。</u>	<u>当事国間の合意に基づき審理。</u>	変更が適切な体裁、記載 (より正確に記すため)
89	2	る。たとえばインド・パキスタン間 (1947~49年)、中国・インド間 (1959~62年)、中国・ソ連間 (1969年) の国境紛争は主要なものである。	る。たとえばインド・パキスタン間 (1947年、65年、71年)、中国・インド間 (1962年)、中国・ソ連間 (1969年) の国境紛争は主要なものである。	変更が適切な体裁、記載 (より正確に記すため)
96	側注⑥ 1-2行 目	① イラク、シリアを拠点とする <u>イスラム教スンナ派の過激派組織</u> 。2015年	① イラク、シリアを拠点とする <u>イスラム教スンナ派の過激派組織</u> 。2015	変更が適切な体裁、記載 (表記の統一)
96	01図			変更が適切な体裁、記載 (より正確に記すため、キャプション追記のため不要な地図を排除)
96	01	紛争は、 <u>中東やアフリカに多い</u> 。その原因は、 <u>民族や宗教の違いから起こる国境の争いや、天然資源の奪い合い、独裁政権による内戦や、虐殺などさまざまである</u> 。アジアでも宗教と領土問題でインド	2022年にロシアは <u>ウクライナの首都キーウを含む全土へ侵攻し、大規模な戦争へ発展した</u> 。また2023年 <u>パレスチナのガザ地区を実効支配するイスラーム組織ハマスが、イスラエルに対し大規模な攻撃を開始した</u> 。これを受けてイスラエルは、 <u>報復攻撃を開始し、両国は戦闘状態に入った</u> 。 <u>紛争の原因は、民族や宗教の違いから起こる国境の争いや、</u>	変更が適切な体裁、記載 (より直近の事例を記すため)

97	02 説明文2行 目キャプ ション4行 目	<h2 style="text-align: center;">02 テロの脅威</h2> <p>テロとは暴力によって政治的目的を果たす行為をいう。2001年にイスラム過激派組織アルカイダが起こしたアメリカ同時多発テロは世界を震撼させた。2005年のロンドン同時多発テロ、2015年のパリ同時多発テロは、過激思想の影響を受けた個人が自国内でテロを起こした「ホームグロウン・テロ」と言われている。テロの思想的背景には、自民族の文化の優越性を誇示するエスノセントリズム（自民族中心主義）があると考えられている。</p>  <p>ロンドン同時多発テロでは、52人の市民が犠牲になった。犯人はイギリス育ちのイスラム過激派に染まった若者4人だった。</p>	<h2 style="text-align: center;">02 テロの脅威</h2> <p>テロとは暴力によって政治的目的を果たす行為をいう。2001年にイスラム過激派組織アルカイダが起こしたアメリカ同時多発テロは世界を震撼させた。2005年のロンドン同時多発テロ、2015年のパリ同時多発テロは、過激思想の影響を受けた個人が自国内でテロを起こした「ホームグロウン・テロ」と言われている。テロの思想的背景には、自民族の文化の優越性を誇示するエスノセントリズム（自民族中心主義）があると考えられている。</p>  <p>ロンドン同時多発テロでは、52人の市民が犠牲になった。犯人はイギリス育ちのイスラム過激派に染まった若者4人だった。</p>	変更が適切な体裁、記載 (表記の統一)
97	03	2018年の難民認定者数は42人とどまる。	2022年の難民認定者数は202人とどまる。	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
97	03	<h3>世界の難民・国内避難民の数</h3> <p>(UNHCR 資料より)</p>  <p>日本は年間2000億円弱を在日米軍</p>	<h3>世界の難民・国内避難民の数</h3> <p>(UNHCR 資料より)</p> 	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
97	COLUMN	国際的な科学者会議であるパグウォッシュ会議 (1957年第1回) が核実験による人体への	国際的な科学者会議であるパグウォッシュ会議 (1957年第1回) が核実験による人体への	変更が適切な体裁、記載 (表記の統一)
97	COLUMN	 <p>世界の核弾頭保有数</p> <p>SIPRI YEAR BOOK 2021より</p>	 <p>日本は年間2100億円超を在日米軍</p> <p>世界の核弾頭保有数</p> <p>SIPRI YEAR BOOK 2022より</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)

98	側注①	日本は年間 <u>2000億円</u> を在日米軍	日本は年間 <u>2100億円</u> を超えて在日米軍	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
101	側注③	<u>2019年</u> までに <u>478億円</u> を拠出している。	<u>2022年</u> までに <u>500億円</u> を拠出している。	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
103	02	<p>主要国のODA支出総額の推移</p>  <p>(外務省・2021年版 ODA実績より)</p>	<p>主要国のODA支出総額の推移</p>  <p>(外務省・2022年版 ODA実績より)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
105	側注②	地下水源が枯渇すると、今度は、 <u>用水路</u> を建設し、川から水を引いた。 <u>中村医師</u> がつくった用水路の長さは、 <u>100km以上</u> におよび、 <u>砂漠</u> だった多くの土地が、農耕地に変わった。2019年	地下水源が枯渇すると、今度は <u>用水路</u> を建設し、川から水を引いた。 <u>砂漠</u> だった多くの土地が、農耕地に変わった。	変更が適切な体裁、記載 (より正確に記すため)
106	15	は、シャンパングラス状 [🍷] になっている。世界全体のもっとも <u>富裕な最上位20%</u> の人々が、世界の富の約 <u>83%</u> を独占し、 <u>もっとも貧困な最下位20%</u> の人々は、世界の富の約 <u>1%</u> しか持っていない。貧困層が命を失っていくこ	は、シャンパングラス状 [🍷] になっている。世界全体のもっとも <u>富裕な最上位10%</u> の人々が、世界の富の約 <u>76%</u> を独占し、 <u>中央値を下回る下位50%</u> の人々は、世界の富の約 <u>2%</u> しか持っていない。貧困層が命を失っていくこのよ	更新が適切な事実の記載 (データの更新)

106	側注② 図	 <p>② シャンパングラス状に偏在する世界の富 (国連開発計画・人間開発報告書2005年より作成した概略図)</p> <p>2019年にNGOオックスファムが発表したデータによれば「世界でもっとも裕福な2153人の億万長者がもつ富は、人口の6割の46億人がもつ富の合計よりも大きい」という報告もされている。</p>	 <p>② シャンパングラス常に偏在する世界の富 (『世界不平等レポート2022』より作成)</p> <p>2023年にNGOオックスファムが発表したデータによれば「2020年以降に生み出された42兆ドル相当の新たな富のほぼ3分の2が最も裕福な1%に集中し、これは世界人口の下部99%のほぼ2倍に相当する金額である」という報告もされている。</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
-----	----------	---	---	-------------------------

113	02左図	<p>収入と自由時間についての考え方</p>  <p>自由時間をもっと増やしたい 収入をもっと増やしたい 無回答</p> <p>41.6% 53.6 4.9</p> <p>働く目的 お金を得るために働く 自分の才能や能力を発揮するために働く 無回答</p>  <p>働く目的 お金を得るために働く 自分の才能や能力を発揮するために働く 無回答</p> <p>61.1% 12.1 7.2 13.9 5.8</p> <p>社会の一員として、務めを果たすために働く 生きがいを見つけるために働く</p> <p>(内閣府・国民生活に関する世論調査2021年より)</p>	<p>収入と自由時間についての考え方</p>  <p>自由時間をもっと増やしたい 収入をもっと増やしたい 無回答</p> <p>41.9% 53.7 4.3</p> <p>働く目的 お金を得るために働く 自分の才能や能力を発揮するために働く 無回答</p>  <p>働く目的 お金を得るために働く 自分の才能や能力を発揮するために働く 無回答</p> <p>63.3% 11.0 6.7 14.1 4.9</p> <p>社会の一員として、務めを果たすために働く 生きがいを見つけるために働く</p> <p>(内閣府・国民生活に関する世論調査2022年より)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
-----	------	---	---	----------------------------

113	02右図	<p>理想の仕事</p>  <p>高い収入が得られる仕事 19.5%</p> <p>世の中のためになる仕事 23.3%</p> <p>失業の心配がない仕事 28.3%</p> <p>健康を損なう心配がない仕事 33.7%</p> <p>自分の専門知識や能力が生かせる仕事 35.6%</p> <p>私生活とバランスがとれる仕事 51.2%</p> <p>自分にとって楽しい仕事 52.3%</p> <p>収入が安定している仕事 61.3%</p> <p>0% 20 40 60 80</p>	<p>理想の仕事</p>  <p>高い収入が得られる仕事 19.0%</p> <p>世の中のためになる仕事 21.6%</p> <p>失業の心配がない仕事 28.0%</p> <p>健康を損なう心配がない仕事 33.7%</p> <p>自分の専門知識や能力が生かせる仕事 35.9%</p> <p>自分にとって楽しい仕事 51.9%</p> <p>私生活とバランスがとれる仕事 53.7%</p> <p>収入が安定している仕事 62.8%</p> <p>0% 20 40 60 80</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
-----	------	--	--	----------------------------

113	03図	<p>(労働政策研究・研修機構・統計情報より作成)</p>	<p>(労働政策研究・研修機構・統計情報より作成)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
116	側注①	<p>① 三大都市圏の転入超過数の推移 (総務省統計局・住民基本台帳人口移動報告2022年) 三大都市圏とは東京圏(東京都,</p>	<p>① 三大都市圏の転入超過数の推移 (総務省統計局・住民基本台帳人口移動報告2023年) 三大都市圏とは東京圏(東京都,</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
118	01左図	<p>(総務省統計局・労働力調査2021年より)</p>	<p>(総務省統計局・労働力調査2022年より)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)

118	01右図	<p>正規社員と非正規社員の違い</p> <table border="1"> <tr> <td>正規社員</td> <td>雇用契約に基づく労働者。原則的に契約期間は無期限。</td> <td>平均年収 323.4万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非正規社員</td> <td>パート・アルバイト</td> <td>時間単位で働く。最長3年契約。</td> </tr> <tr> <td>派遣労働者</td> <td>派遣会社と契約を結び、そこから実際に働く会社に派遣され働く。</td> </tr> <tr> <td>契約社員</td> <td>あらかじめ雇用期間を契約で決めて働く。</td> </tr> </table> <p>(平均年収は厚生労働省・令和3年賃金構造基本統計調査の概況に基づく)</p>	正規社員	雇用契約に基づく労働者。原則的に契約期間は無期限。	平均年収 323.4万円	非正規社員	パート・アルバイト	時間単位で働く。最長3年契約。	派遣労働者	派遣会社と契約を結び、そこから実際に働く会社に派遣され働く。	契約社員	あらかじめ雇用期間を契約で決めて働く。	<p>正規社員と非正規社員の違い</p> <table border="1"> <tr> <td>正規社員</td> <td>雇用契約に基づく労働者。原則的に契約期間は無期限。</td> <td>平均年収 328万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非正規社員</td> <td>パート・アルバイト</td> <td>時間単位で働く。最長3年契約。</td> </tr> <tr> <td>派遣労働者</td> <td>派遣会社と契約を結び、そこから実際に働く会社に派遣され働く。</td> </tr> <tr> <td>契約社員</td> <td>あらかじめ雇用期間を契約で決めて働く。</td> </tr> </table> <p>(平均年収は厚生労働省・令和4年賃金構造基本統計調査の概況に基づく)</p>	正規社員	雇用契約に基づく労働者。原則的に契約期間は無期限。	平均年収 328万円	非正規社員	パート・アルバイト	時間単位で働く。最長3年契約。	派遣労働者	派遣会社と契約を結び、そこから実際に働く会社に派遣され働く。	契約社員	あらかじめ雇用期間を契約で決めて働く。	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
正規社員	雇用契約に基づく労働者。原則的に契約期間は無期限。	平均年収 323.4万円																						
非正規社員	パート・アルバイト	時間単位で働く。最長3年契約。																						
	派遣労働者	派遣会社と契約を結び、そこから実際に働く会社に派遣され働く。																						
	契約社員	あらかじめ雇用期間を契約で決めて働く。																						
正規社員	雇用契約に基づく労働者。原則的に契約期間は無期限。	平均年収 328万円																						
非正規社員	パート・アルバイト	時間単位で働く。最長3年契約。																						
	派遣労働者	派遣会社と契約を結び、そこから実際に働く会社に派遣され働く。																						
	契約社員	あらかじめ雇用期間を契約で決めて働く。																						

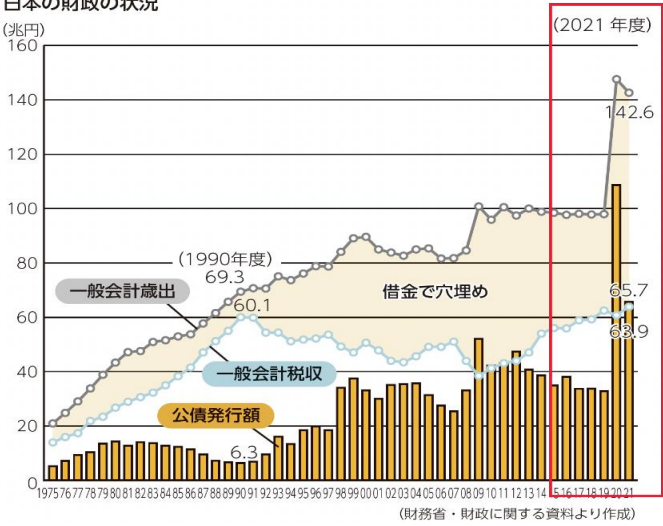
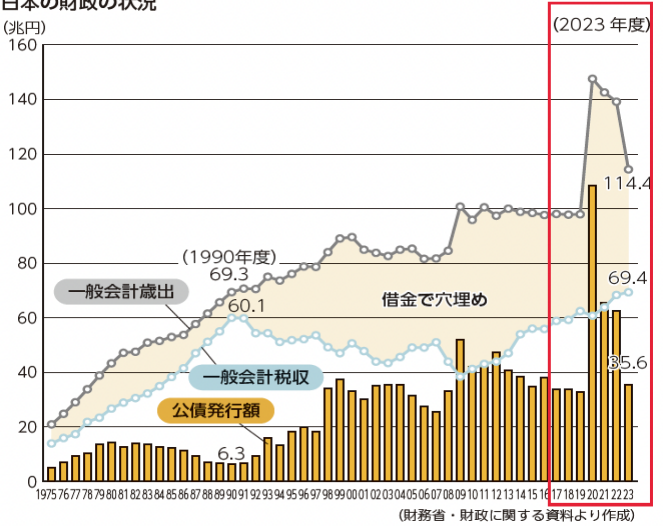
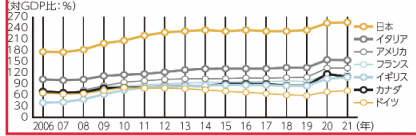
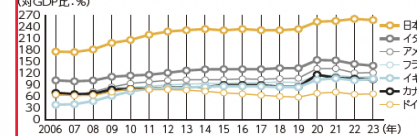
119	COLU MN右 上図	<p>各国賃金の男女格差(男性賃金を100とした女性賃金の割合)</p> <p>(労働政策研究所・研修機構「データブック国際労働比較2022」より)</p>	<p>各国賃金の男女格差(男性賃金を100とした女性賃金の割合)</p> <p>(労働政策研究所・研修機構「データブック国際労働比較2023」より)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
-----	----------------	--	--	----------------------------

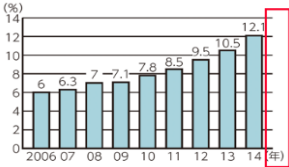
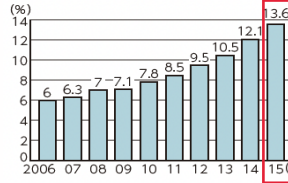
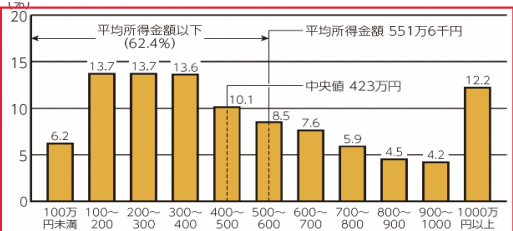
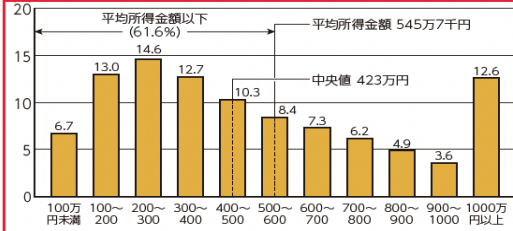
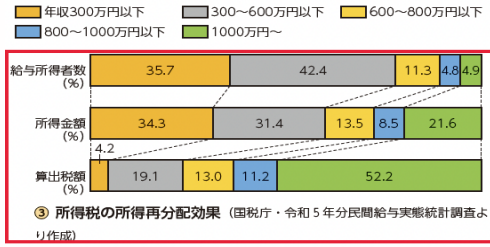
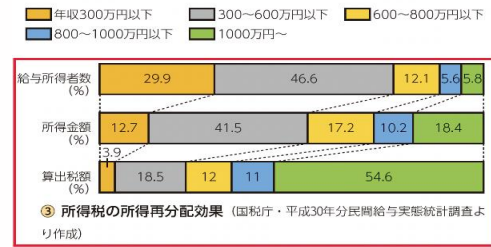
119	COLU MNT 下図	<p>女性の年齢別労働力率の変化</p> <p>(内閣府・男女共同参画白書 平成25年版より)</p>	<p>女性の年齢別労働力率の変化</p> <p>(内閣府・男女共同参画白書 令和5年版より)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
-----	----------------	---	--	----------------------------

119	03図	<p>産業別外国人労働者数 外国人労働者数の推移</p> <p>更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)</p>	<p>産業別外国人労働者数 外国人労働者数の推移</p> <p>更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)</p>
123	側注①	<p>① 労働生産性の国際比較 (公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2021」より)</p> <p>更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)</p>	<p>① 労働生産性の国際比較 (公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2022」より)</p> <p>更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)</p>
123	側注①	<p>算される。OECD加盟38か国中、日本は<u>23位</u>で決して高いとはいえない。</p>	<p>算される。OECD加盟38か国中、日本は<u>27位</u>で決して高いとはいえない。</p>
123	18-19	<p>ライフ・バランスが取りやすいこと、仕事の成果によって賃金変動する→P.112 <u>ため、社員の意欲が高まり労働生産性が上がる</u>ことなどが挙げられる。</p>	<p>ライフ・バランスが取りやすいこと、<u>各人が能力を最大限に活用できる仕事に邁進できるため、労働生産性が上がる</u>ことなどが挙げられる。</p>
123	22	<p>ので、<u>自ら努力して、能力を身に付けていかなければならない。</u></p>	<p>ので、<u>自らの能力が会社の要求水準になれば就職できない。</u></p>

128	側注②	<p>② 特別会計が一般会計と区分されているのは、特定の事業や資金の運用状況を明確にするためである。その歳出総額は2021年度予算で493.7兆円あるが、重複分を除いた純計額は245.3兆円とされている。特別会計の歳出の内訳は国債の償還 (99.7兆円)、年金や健康保険など社会保障の給付金 (73.3兆円)、地方交付税交付金 (19.8兆円)、財政融資資金への繰り入れ (45兆円)、復興経費 (0.8兆円) などである。</p>	<p>② 特別会計が一般会計と区分されているのは、特定の事業や資金の運用状況を明確にするためである。その歳出総額は2022年度予算で467.3兆円あるが、重複分を除いた純計額は218.5兆円とされている。特別会計の歳出の内訳は国債の償還 (92.9兆円)、年金や健康保険など社会保障の給付金 (73.6兆円)、地方交付税交付金 (19.8兆円)、財政融資資金への繰り入れ (25兆円)、復興経費 (0.7兆円) などである。</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
128	側注③ 3行目	国会の承認を必要とする。2020年現在	国会の承認を必要とする。2023年現在	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
128	側注④	<p>④ 2021年度の補正予算(第1号)は約36兆円が組まれた。災害からの復興、景気対策、社会インフラ整備、新型コロナウイルス対策などにあてられた。</p>	<p>④ 2022年度の補正予算(第2号)は約31兆円が組まれた。景気対策、防災、新型コロナウイルス対策などにあてられた。</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
129	02図	<p>歳出 (一般会計 歳出総額 107.6兆円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国債費 22.6% (24.3兆円) 社会保障 33.7% (36.3兆円) その他 13.3% (14.3兆円) 地方交付税交付金等 14.8% (15.9兆円) 防衛 5.0% (5.4兆円) 文教及び科学振興 5.0% (5.4兆円) 公共事業 5.6% (6.1兆円) <p>歳入 (一般会計 歳入総額 107.6兆円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公債金 34.3% (36.9兆円) 所得税 18.9% (20.4兆円) 法人税 12.4% (13.3兆円) 消費税 20.0% (21.6兆円) その他収入 5.1% (5.4兆円) その他税収 9.2% (9.9兆円) <p>(2022年度当初予算・財務省資料より)</p>	<p>歳出 (一般会計 歳出総額 114.3兆円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ウクライナ情勢 経済緊急対応予備費 0.9% (1.0兆円) 国債費 22.1% (25.1兆円) 地方交付税交付金等 14.3% (16.3兆円) その他 8.0% (9.1兆円) 新型コロナウイルス及び原油価格・物価高騰対策予備費 3.5% (4.0兆円) 公共事業 5.3% (6.0兆円) 文教及び科学振興 4.7% (5.4兆円) ※防衛力強化資金(仮称) 3.0% (3.3兆円) 防衛関係(※を除く) 5.9% (6.7兆円) その他収入 8.1% (9.3兆円) <p>歳入 (一般会計 歳入総額 114.3兆円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公債金 31.1% (35.6兆円) 所得税 18.4% (20.1兆円) 法人税 12.8% (14.6兆円) 消費税 23.3% (20.4兆円) その他税収 10.4% (9.1兆円) <p>(2023年度当初予算・財務省資料より)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)


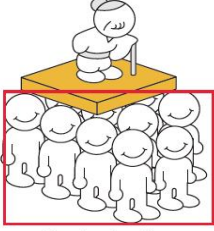
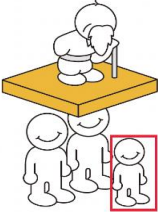
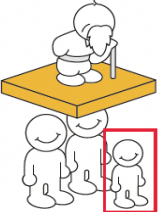
129	03図	<p>(2022年度当初予算ベース)</p> <p>金融機関 引き受け 財投債募集</p> <p>国 財政投融資 18.8兆円</p> <p>予算</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会計 107.6兆円 (租税・印紙収入) 特別会計 467.3兆円 (料金・代金) 政府関係機関予算 2.5兆円 (保険料・年金積立) <p>国民</p> <p>(財務省資料)</p>	<p>(2023年度当初予算ベース ※政府関係機関予算は2022年当初予算)</p> <p>金融機関 引き受け 財投債募集</p> <p>国 財政投融資 14.2兆円</p> <p>予算</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会計 114.3兆円 (租税・印紙収入) 特別会計 441.9兆円 (料金・代金) 政府関係機関予算 2.5兆円 (保険料・年金積立) <p>国民</p> <p>(財務省資料)</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)																																																																																				
130	23	日本の公債残高は2020年現在でおよそ985兆円にも上り	日本の国債残高は2023年現在でおよそ1068兆円にも上り	更新が適切な事実の記載																																																																																				
131	03図	<p>(財務省・税収に関する資料より)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>個人所得課税 (%)</th> <th>法人所得課税 (%)</th> <th>消費課税 (%)</th> <th>資産課税等 (%)</th> <th>合計 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本 (2019年度)</td> <td>31.9%</td> <td>20.4%</td> <td>33.5%</td> <td>14.3%</td> <td>20.5%</td> </tr> <tr> <td>アメリカ (2019年度)</td> <td>54.4%</td> <td>7.1%</td> <td>23.2%</td> <td>15.3%</td> <td>18.7%</td> </tr> <tr> <td>イギリス (2019年度)</td> <td>34.4%</td> <td>8.8%</td> <td>40.8%</td> <td>16.0%</td> <td>20.5%</td> </tr> <tr> <td>ドイツ (2019年度)</td> <td>44.1%</td> <td>8.3%</td> <td>42.9%</td> <td>-4.7%</td> <td>18.7%</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン (2019年度)</td> <td>36.5%</td> <td>8.9%</td> <td>35.9%</td> <td>18.7%</td> <td>20.5%</td> </tr> <tr> <td>フランス (2019年度)</td> <td>31.0%</td> <td>7.4%</td> <td>41.1%</td> <td>20.5%</td> <td>20.5%</td> </tr> </tbody> </table>	国	個人所得課税 (%)	法人所得課税 (%)	消費課税 (%)	資産課税等 (%)	合計 (%)	日本 (2019年度)	31.9%	20.4%	33.5%	14.3%	20.5%	アメリカ (2019年度)	54.4%	7.1%	23.2%	15.3%	18.7%	イギリス (2019年度)	34.4%	8.8%	40.8%	16.0%	20.5%	ドイツ (2019年度)	44.1%	8.3%	42.9%	-4.7%	18.7%	スウェーデン (2019年度)	36.5%	8.9%	35.9%	18.7%	20.5%	フランス (2019年度)	31.0%	7.4%	41.1%	20.5%	20.5%	<p>(財務省・税収に関する資料より)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>個人所得課税 (%)</th> <th>法人所得課税 (%)</th> <th>消費課税 (%)</th> <th>資産課税等 (%)</th> <th>合計 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本 (2020年度)</td> <td>31.2%</td> <td>19.5%</td> <td>35.1%</td> <td>13.8%</td> <td>20.8%</td> </tr> <tr> <td>アメリカ (2020年度)</td> <td>53.7%</td> <td>6.3%</td> <td>22.6%</td> <td>16.8%</td> <td>18.1%</td> </tr> <tr> <td>イギリス (2020年度)</td> <td>36.1%</td> <td>9.3%</td> <td>39.3%</td> <td>15.1%</td> <td>20.8%</td> </tr> <tr> <td>ドイツ (2020年度)</td> <td>44.8%</td> <td>7.2%</td> <td>42.5%</td> <td>-5.6%</td> <td>18.1%</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン (2020年度)</td> <td>36.5%</td> <td>8.8%</td> <td>36.1%</td> <td>18.1%</td> <td>20.8%</td> </tr> <tr> <td>フランス (2020年度)</td> <td>31.3%</td> <td>7.5%</td> <td>40.2%</td> <td>20.8%</td> <td>20.8%</td> </tr> </tbody> </table>	国	個人所得課税 (%)	法人所得課税 (%)	消費課税 (%)	資産課税等 (%)	合計 (%)	日本 (2020年度)	31.2%	19.5%	35.1%	13.8%	20.8%	アメリカ (2020年度)	53.7%	6.3%	22.6%	16.8%	18.1%	イギリス (2020年度)	36.1%	9.3%	39.3%	15.1%	20.8%	ドイツ (2020年度)	44.8%	7.2%	42.5%	-5.6%	18.1%	スウェーデン (2020年度)	36.5%	8.8%	36.1%	18.1%	20.8%	フランス (2020年度)	31.3%	7.5%	40.2%	20.8%	20.8%	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
国	個人所得課税 (%)	法人所得課税 (%)	消費課税 (%)	資産課税等 (%)	合計 (%)																																																																																			
日本 (2019年度)	31.9%	20.4%	33.5%	14.3%	20.5%																																																																																			
アメリカ (2019年度)	54.4%	7.1%	23.2%	15.3%	18.7%																																																																																			
イギリス (2019年度)	34.4%	8.8%	40.8%	16.0%	20.5%																																																																																			
ドイツ (2019年度)	44.1%	8.3%	42.9%	-4.7%	18.7%																																																																																			
スウェーデン (2019年度)	36.5%	8.9%	35.9%	18.7%	20.5%																																																																																			
フランス (2019年度)	31.0%	7.4%	41.1%	20.5%	20.5%																																																																																			
国	個人所得課税 (%)	法人所得課税 (%)	消費課税 (%)	資産課税等 (%)	合計 (%)																																																																																			
日本 (2020年度)	31.2%	19.5%	35.1%	13.8%	20.8%																																																																																			
アメリカ (2020年度)	53.7%	6.3%	22.6%	16.8%	18.1%																																																																																			
イギリス (2020年度)	36.1%	9.3%	39.3%	15.1%	20.8%																																																																																			
ドイツ (2020年度)	44.8%	7.2%	42.5%	-5.6%	18.1%																																																																																			
スウェーデン (2020年度)	36.5%	8.8%	36.1%	18.1%	20.8%																																																																																			
フランス (2020年度)	31.3%	7.5%	40.2%	20.8%	20.8%																																																																																			

131	04左図	<p>日本の財政の状況 (兆円) (2021年度)</p>  <p>(財務省・財政に関する資料より作成)</p>	<p>日本の財政の状況 (兆円) (2023年度)</p>  <p>(財務省・財政に関する資料より作成)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
131	04	が増え続け、国債による穴埋めが続いている。公債の累積債務残高は985兆円にも上る。これはGDP（国内総生	が増え続け、国債による穴埋めが続いている。国債の累積債務残高は1068兆円にも上る。これはGDP（国内総	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
131	04右図	<p>主要先進国の債務残高・対GDP比の推移</p> 	<p>主要先進国の債務残高・対GDP比の推移</p> 	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
132	側注①	<p>① 日本の安全な水道水 2018年国土交通省発表の資料によれば、安全に水道水が飲める国は、日本、アイスランド、アイルランド、フィンランド、南アフリカ、ドイツ、デンマーク、ノルウェー、オーストリア、スロベニア。都市はシドニーとストックホルムとされている。</p>	<p>① 日本の安全な水道水 2021年国土交通省発表の資料によれば、安全に水道水が飲める国は、日本、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、アイスランド、アイルランド、オランダ、オーストリア、セルビア、モンテネグロ、ニュージーランドとされている。</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)

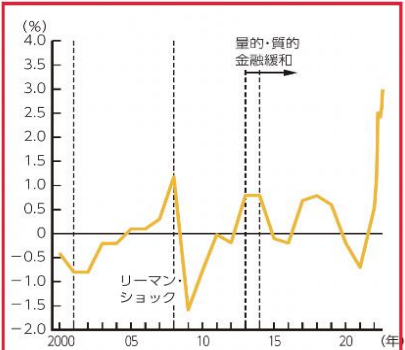
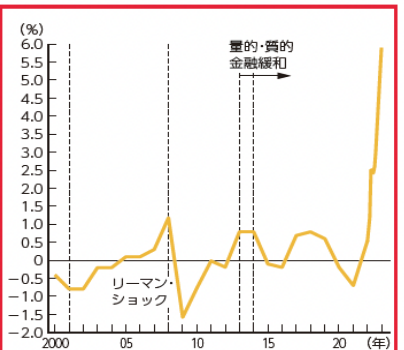
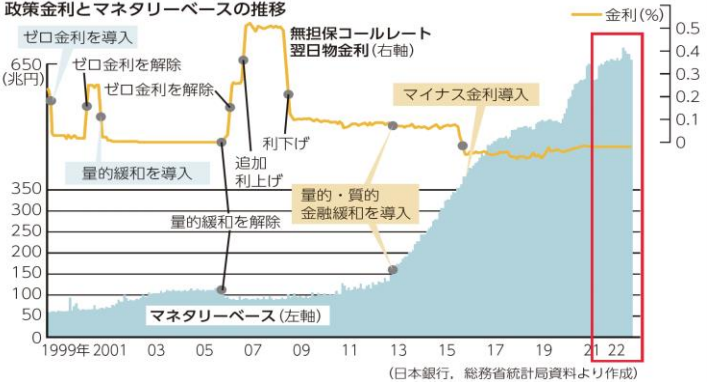
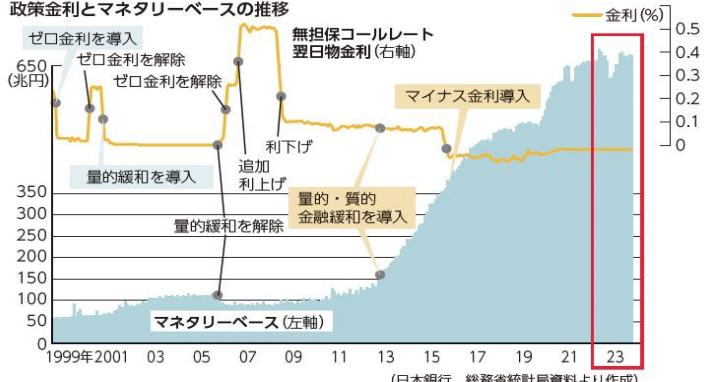
132	側注③	 <p>③ 日本の水道管の劣化率 (厚生労働省・2016年「国民生活を支える水道事業の基礎強化等に向けて講ずべき施策について」より)</p>	 <p>③ 日本の水道管の劣化率 (厚生労働省資料より)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
134	側注②	 <p>② 所得の分布状況世帯別 (厚生労働省・平成30年国民生活基礎調査の概況より作成)</p>	 <p>② 所得の分布状況世帯別 (厚生労働省・令和4年国民生活基礎調査の概況より作成)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
134	側注③	 <p>③ 所得税の所得再分配効果 (国税庁・令和5年分民間給与実態統計調査より作成)</p>	 <p>③ 所得税の所得再分配効果 (国税庁・平成30年分民間給与実態統計調査より作成)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
135	21	2005兆円 (2021年度) あるといわれる個人の	2043兆円 (2023年度) あるといわれる個人の	更新が適切な事実の記載

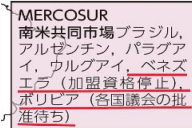
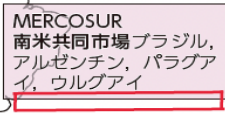
137	04図	<p>社会保障給付費の推移</p> <p>(兆円)</p> <p>年金 医療 福祉その他</p> <p>1970 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 22 (年度)</p> <p>(厚生労働省・令和4年度資料より)</p>	<p>社会保障給付費の推移</p> <p>(兆円)</p> <p>年金 医療 福祉その他</p> <p>1970 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 23 (年度)</p> <p>(厚生労働省・令和5年度資料より)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
138	1	<p>子どもの7人に一人が相対的貧困</p> <p>子どもの7人に一人が相対的貧困</p> <p>1994 97 2000 03 06 09 12 15 18 (年)</p>	<p>子どもの9人に一人が相対的貧困</p> <p>子どもの9人に一人が相対的貧困</p> <p>1994 97 2000 03 06 09 12 15 18 21(年)</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
138	側注①	<p>① 子どもの相対的貧困率の推移 (厚生労働省・令和元年国民生活基礎調査の概況より作成)</p> <p>17歳以下の子どもを対象としている。 2012年を頂点に下落したがOECD加盟国の平均13.3% (2013年) を上回っており、依然高い貧困率を示している。</p>	<p>① 子どもの相対的貧困率の推移 (厚生労働省・令和4年国民生活基礎調査の概況より作成)</p> <p>17歳以下の子どもを対象としている。 2012年を頂点に下落し、改善傾向にある。OECDの平均は12.8% (2023年)。</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)

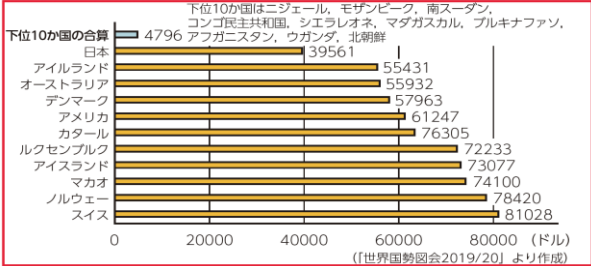
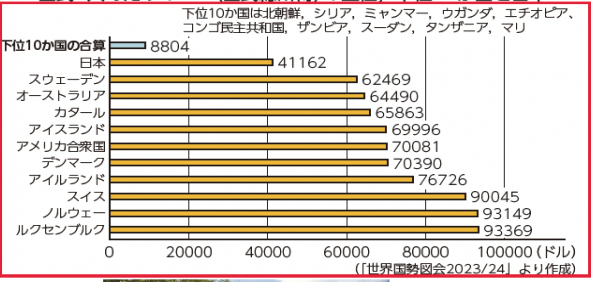
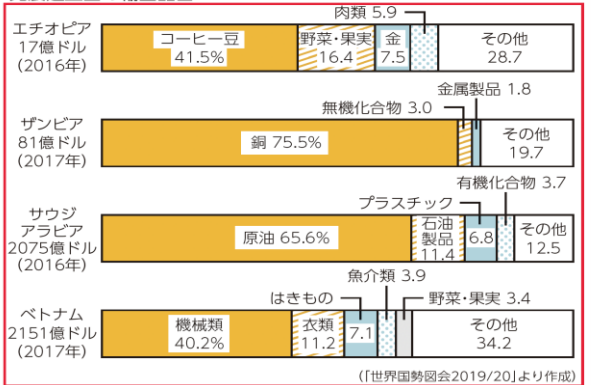
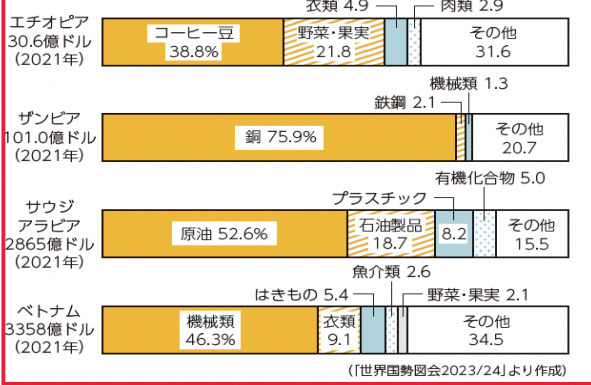
139	1-11	<p>一方で、神奈川県では学校給食制度の実施率が44.5%と低く、特に横浜市では、2020年まで公立中学校における学校給食制度の実施率が0%であった。同市は財源不足などを理由として全ての生徒に対する給食の提供は行わず、希望者に対して「ハマ弁^④」(300円～)という弁当を提供した。ハマ弁は2021年4月より「学校給食摂取基準」(文部科学省)にもとづき栄養バランスが改善され、デリバリー型の学校給食として新たに開始された。生徒は給食か自前の弁当かを選択することができる。横浜市が実施した中学校昼食に関する調査において「選択制がよい」と回答した保護者の割合は51.7%、「全員が同じものを食べる方がよい」と回答した保護者の割合は33.2%であったという。支援が必要な子どものみを対象とする制度と、すべての子どもを対象とした制度では、どちらが望ましいのだろうか。</p>	<p>2021現在、学校給食は全国の公立中学校の96%以上で実施されるようになってきているとはいえ、完全給食導入の是非が自治体で争点の一つとなっている地域もある。</p> <p>神奈川県横浜市では、2020年まで公立中学校における学校給食制度の実施率が0%であり、財源不足などを理由として「ハマ弁」という弁当が希望する生徒に提供されていた。同市が実施した中学校昼食に関する調査では、「選択制がよい」と回答した保護者は51.7%だったという。同市ではその後、市議会での検討を経て、2026年に選択制から全員制へ移行される予定だが、完全給食の導入をめぐるのは福岡県大野城市の市長選でも争点となるなど、市民の関心は高い。支援が必要な子どもを対象とする制度と、すべての子どもを対象とする制度では、どちらが望ましいのだろうか。</p>	更新が適切な事実の記載 (完全給食が全国的には普及している状況をフォローするため)																																																
139	COLUMN	<p>ベーシック・インカムを導入している国は2020年現在ではないが、2017年より2年間、フィンランドで試験的に導入され検証が行われている。</p>	<p>ベーシック・インカムはフィンランドで試験的に導入され、スペインやブラジルでは地域を限定して条件付きで実施されており、成果が注目されている。</p>	更新が適切な事実の記載																																																
140	側注①	<table border="1" data-bbox="365 778 640 1062"> <thead> <tr> <th></th> <th>現在の金融資産(平均額)</th> <th>老後の備えとして十分な金融資産と自ら想定している金額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20代</td> <td>294万円</td> <td>2362万円</td> <td>-2068万円</td> </tr> <tr> <td>30代</td> <td>632万円</td> <td>2822万円</td> <td>-2190万円</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td>899万円</td> <td>2950万円</td> <td>-2052万円</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td>1149万円</td> <td>2953万円</td> <td>-1804万円</td> </tr> <tr> <td>60～70代</td> <td>1982万円</td> <td>2955万円</td> <td>-973万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 世代別、老後への備え調査 (メットライフ生命「『老後を変える』全国47都道府県大調査」2021より)</p>		現在の金融資産(平均額)	老後の備えとして十分な金融資産と自ら想定している金額	差額	20代	294万円	2362万円	-2068万円	30代	632万円	2822万円	-2190万円	40代	899万円	2950万円	-2052万円	50代	1149万円	2953万円	-1804万円	60～70代	1982万円	2955万円	-973万円	<table border="1" data-bbox="1048 778 1323 1062"> <thead> <tr> <th></th> <th>現在の金融資産(平均額)</th> <th>老後の備えとして十分な金融資産と自ら想定している金額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20代</td> <td>390万円</td> <td>2438万円</td> <td>-2048万円</td> </tr> <tr> <td>30代</td> <td>672万円</td> <td>3348万円</td> <td>-2676万円</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td>899万円</td> <td>3201万円</td> <td>-2299万円</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td>1149万円</td> <td>3204万円</td> <td>-1915万円</td> </tr> <tr> <td>60～70代</td> <td>1982万円</td> <td>3278万円</td> <td>-1216万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 世代別、老後への備え調査 (メットライフ生命「『老後を変える』全国47都道府県大調査」2023より)</p>		現在の金融資産(平均額)	老後の備えとして十分な金融資産と自ら想定している金額	差額	20代	390万円	2438万円	-2048万円	30代	672万円	3348万円	-2676万円	40代	899万円	3201万円	-2299万円	50代	1149万円	3204万円	-1915万円	60～70代	1982万円	3278万円	-1216万円	更新が適切な事実の記載 (データの更新)
	現在の金融資産(平均額)	老後の備えとして十分な金融資産と自ら想定している金額	差額																																																	
20代	294万円	2362万円	-2068万円																																																	
30代	632万円	2822万円	-2190万円																																																	
40代	899万円	2950万円	-2052万円																																																	
50代	1149万円	2953万円	-1804万円																																																	
60～70代	1982万円	2955万円	-973万円																																																	
	現在の金融資産(平均額)	老後の備えとして十分な金融資産と自ら想定している金額	差額																																																	
20代	390万円	2438万円	-2048万円																																																	
30代	672万円	3348万円	-2676万円																																																	
40代	899万円	3201万円	-2299万円																																																	
50代	1149万円	3204万円	-1915万円																																																	
60～70代	1982万円	3278万円	-1216万円																																																	
140	1-3	<p>老後の生活費は1億円</p> <p>厚生労働省によれば、<u>高齢夫婦(夫65歳以上、妻60歳以上)</u>の平均的な生活費は約26万円であるという。この高齢夫婦が一月当たり26万円の支出で</p>	<p>老後の生活費は1億円</p> <p>厚生労働省によれば、<u>標準的な65歳夫婦</u>の平均的な生活費は約25万円であるという。この高齢夫婦が一月当たり25万円の支出で30年間生活した場合、</p>	更新が適切な事実の記載																																																
140	4	<p>老後にかかる支出総額は9360万円</p>	<p>老後にかかる支出総額は9000万円</p>	更新が適切な事実の記載																																																
140	5	<p>住居費が1万4000円程度</p>	<p>住居費が1万5000円程度</p>	更新が適切な事実の記載																																																

140	13-15	<p>1 か月 6 万5000円の生活 <small>たとえば、自営業者が加入するのは こくみんねんきん 国民年金である。加入者は毎月1万 →P.137</small></p> <p>6590円の保険料を納付すると、65歳以降に基礎年金を月額で6万5000円が</p>	<p>1 か月 6 万6000円の生活 <small>たとえば、自営業者が加入するのは こくみんねんきん 国民年金である。加入者は毎月1万 →P.137</small></p> <p>6520円の保険料を納付すると、65歳以降に基礎年金を月額で6万6000円が</p>	更新が適切な事実の記載
140	22	れる。 <u>高齢夫婦の場合</u> 、厚生年金の平均的な給付額は約 <u>22万円</u> である。	れる。 <u>厚生年金の平均的な給付額は約14.6万円</u> である。	変更が適切な体裁、記載 (分かりやすくするため)
141	19	高齢者一人を支える <u>20~64歳</u> の人数が、2050年では <u>1.2人</u> に	高齢者一人を支える <u>15~64歳</u> の人数が、2050年では <u>1.4人</u> に	更新が適切な事実の記載
141	01上図	<p>1965年「胴上げ型」</p>  <p>65歳以上1人に対して 20~64歳は 9.1人</p>	<p>1965年「胴上げ型」</p>  <p>65歳以上1人に対して 15~64歳は 10.8人</p>	更新が適切な事実の記載
141	01中図	<p>2012年「騎馬戦型」</p>  <p>65歳以上1人に対して 20~64歳は 2.4人</p>	<p>2015年「騎馬戦型」</p>  <p>65歳以上1人に対して 15~64歳は 2.3人</p>	更新が適切な事実の記載

141	01下図	<p>2050年「肩車型」</p>  <p>65歳以上1人に対して 20～64歳は 1.2人</p> <p>① 日本の将来の年金制度のイメージ (政府広報・内閣官房「明日の安心、社会保障と税の一体改革を考える」より作成)</p>	<p>2050年「肩車型」</p>  <p>65歳以上1人に対して 15～64歳は 1.4人</p> <p>① 日本の将来の年金制度のイメージ (令和4年版「高齢社会白書」より作成)</p>	更新が適切な事実の記載
141	DISCUSSION	基礎年金(上限6万5000円)と	基礎年金(上限6万6000円)と	更新が適切な事実の記載
145	左上01	<p>関係を表す供給曲線である。300円でトマトが売られている場合(C)、高いと思う消費者が多いため、200個しか売れない。トマト生産者は300円で売れるなら、生産量を1000個に増やそうと考えるが、800個は余ってしまう(C'-C)。 反対にトマトが70円の場合(B')は、安いと思う人が増え、需用量は850個となる。しかし、70円では採算が合わない生産者が退</p>	<p>関係を表す供給曲線である。300円でトマトが売られている場合、高いと思う消費者が多いため、200個しか売れない(C)。トマト生産者は300円で売れるなら、生産量を1000個に増やそうと考えるが、800個は余ってしまう(C'-C)。 反対にトマトが70円の場合、安いと思う人が増え、需要量は850個となる(B')。しかし、70円では採算が合わない生産者が退</p>	変更が適切な体裁、記載 (分かりやすくするため)
146	COLUMN	れるスーパーボウル(2018年)の転売サイトでのもっとも安いチケットは約40万円だった。	れるスーパーボウル(2023年)の転売サイトでのもっとも安いチケットは約70万円だった。	更新が適切な事実の記載
148	側注①	<p>① 古民家を改装した民泊施設 2020年の2月までに届け出のあった民泊住宅数は2万878件、うち登録された数は2060件、民泊仲介業者の登録件数は78件あった。(観光庁・住宅宿泊事業法に基づく届け出及び登録の状況一覧令和2年2月12日時点より)</p>	<p>① 古民家を改装した民泊施設 2023年の9月までに届け出のあった民泊住宅数は2万704件、うち登録された数は2095件、民泊仲介業者の登録件数は77件あった。(観光庁・住宅宿泊事業法に基づく届け出及び登録の状況一覧令和5年9月25日時点より)</p>	更新が適切な事実の記載 (データの更新)

152	側注③	 <p>③ 消費者物価指数の推移 2022年は8月時点の数値（総務省統計局・生鮮食品を除く総合より。消費税増税分は除く）</p>	 <p>③ 消費者物価指数の推移 2023年8月時点の数値（総務省統計局・生鮮食品を除く総合より。消費税増税分は除く）</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
153	02図	 <p>政策金利とマネタリーベースの推移 2022年9月現在も継続して行われているが、</p>	 <p>政策金利とマネタリーベースの推移 2023年10月現在も継続して行われているが、</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
153	02			更新が適切な事実の記載
154	側注①	流星源は約15分程度かけて:	流星源は約15分かけて:	変更が適切な体裁、記載 (重複語を省くため)

155	側注⑤	<p>⑤ 東京証券取引所</p> <p>日本の株式市場は、大企業の株式を取り引きする東京証券取引所一部（東証一部）と、中堅企業を扱う東証二部、新興企業を扱う東証ジャスダック、東証マザーズなどがある。他に大阪、名古屋、福岡、札幌証券取引所もある。</p>	<p>⑤ 東京証券取引所</p> <p>日本の株式市場には、東京証券取引所（東証）のほか、名古屋、札幌、福岡証券取引所がある。東証は2022年4月から、グローバルな投資対象になる規模の企業を扱うプライム市場、中堅企業を扱うスタンダード市場、新興企業を扱うグロース市場の3つの市場にわけられた。</p>	変更が適切な体裁、記載 (市場区分が再編されたため)
157	10	障がい者の雇用を積極的に行っているか否かを	障がい者の雇用を積極的に行っているかどうかを	変更が適切な体裁、記載 (重複語を回避するため)
157	13	法定雇用率は、2020年	法定雇用率は、2023	更新が適切な事実の記載
157	16	障がい者が活躍できているか否かは不透明なまま	障がい者の活躍実態は不透明なまま	変更が適切な体裁、記載 (重複語を回避するため)
157	19	取り組みが真剣か否かを	取り組みの真剣度を	変更が適切な体裁、記載 (重複語を回避するため)
162	1	経済のグローバル化とは	経済のグローバル化とは	変更が適切な体裁、記載 (英語表記の変更)
163	01	た。その後、2017年にアメリカが離脱し、2018年にTPP11として大筋合意した。日本にとってこれまででもっとも自由度の高い経済協定で規模も大きい。国内の特に農業分野への悪影響が懸念されている。	たが、2017年にアメリカが離脱し、2018年にTPP11として大筋合意。2023年にイギリスが新規加盟し12か国体制になった。	更新が適切な事実の記載
163	01	 <p>MERCOSUR 南米共同市場 ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ（加盟資格停止）、ボリビア（各国議会の批准待ち）</p>	 <p>MERCOSUR 南米共同市場 ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ</p>	更新が適切な事実の記載

164	側注②	38か国が2022年現在で加盟	38か国が2023年現在で加盟	更新が適切な事実の記載																																																				
165	01	<p>国民1人あたりの国民総所得最上位のスイスと最下位のニジェールでは約21倍の格差がある。上位はヨーロッパや北米など北半球に多く、下位の国はアフリカ大陸に集中している。また2016年の平均寿命を比べると日本が84.2歳であるのに対し、アフリカのシエラレオネは53.1歳である。さらに人口1万人あたりの医師の数は日本が24.1人、アフリカのソマリアはわずか0.2人しかいない。</p> <p>このような国ごとの格差を表す指標として国連開発計画は「人間開発指数 (HDI)」をまとめている。所得や平均寿命、識字率などさまざまなデータから算出し、1に近づくほど生活の質は高い。2019年のデータでは最上位がノルウェーで0.957、日本が0.919、最下位はニジェールで0.394である。</p>	<p>国民1人あたりの国民総所得は最上位のルクセンブルクと最下位のコンゴ民主共和国では約172倍の格差がある。上位はヨーロッパや北米など北半球に多く、下位の国はアフリカ大陸に集中している。また2019年の平均寿命を比べると日本が84.2歳であるのに対し、アフリカのレソトは50.7歳である。さらに人口1万人あたりの医師の数は日本が26.1人、アフリカのソマリアはわずか0.2人しかいない。</p> <p>このような国ごとの格差を表す指標として国連開発計画は「人間開発指数 (HDI)」をまとめている。所得や平均寿命、識字率などさまざまなデータから算出し、1に近づくほど生活の質は高い。2022年のデータでは最上位がスイスで0.962、日本が0.925、最下位は南スーダンで0.385である。</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)																																																				
165	01右上 図	<p>国民1人あたりのGNI(国民総所得)の上位、下位10か国と日本</p> <p>下位10か国はニジェール、モザンビーク、南スーダン、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、マダガスカル、ブルキナファソ、</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>GNI (ドル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>下位10か国の合算</td><td>4796</td></tr> <tr><td>日本</td><td>39561</td></tr> <tr><td>アイルランド</td><td>55431</td></tr> <tr><td>オーストラリア</td><td>55932</td></tr> <tr><td>デンマーク</td><td>57963</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>61247</td></tr> <tr><td>カタール</td><td>76305</td></tr> <tr><td>ルクセンブルク</td><td>72233</td></tr> <tr><td>アイスランド</td><td>73077</td></tr> <tr><td>マカオ</td><td>74100</td></tr> <tr><td>ノルウェー</td><td>78420</td></tr> <tr><td>スイス</td><td>81028</td></tr> </tbody> </table> <p>(『世界国勢図会2019/20』より作成)</p>	国	GNI (ドル)	下位10か国の合算	4796	日本	39561	アイルランド	55431	オーストラリア	55932	デンマーク	57963	アメリカ	61247	カタール	76305	ルクセンブルク	72233	アイスランド	73077	マカオ	74100	ノルウェー	78420	スイス	81028	<p>国民1人あたりのGNI(国民総所得)の上位、下位10か国と日本</p> <p>下位10か国は北朝鮮、シリア、ミャンマー、ウガンダ、エチオピア、コンゴ民主共和国、ザンビア、スーダン、タンザニア、マリ</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>GNI (ドル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>下位10か国の合算</td><td>8804</td></tr> <tr><td>日本</td><td>41162</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>62469</td></tr> <tr><td>オーストラリア</td><td>64490</td></tr> <tr><td>カタール</td><td>65863</td></tr> <tr><td>アイスランド</td><td>69996</td></tr> <tr><td>アメリカ合衆国</td><td>70081</td></tr> <tr><td>デンマーク</td><td>70390</td></tr> <tr><td>アイルランド</td><td>76726</td></tr> <tr><td>スイス</td><td>90045</td></tr> <tr><td>ノルウェー</td><td>93149</td></tr> <tr><td>ルクセンブルク</td><td>93369</td></tr> </tbody> </table> <p>(『世界国勢図会2023/24』より作成)</p>	国	GNI (ドル)	下位10か国の合算	8804	日本	41162	スウェーデン	62469	オーストラリア	64490	カタール	65863	アイスランド	69996	アメリカ合衆国	70081	デンマーク	70390	アイルランド	76726	スイス	90045	ノルウェー	93149	ルクセンブルク	93369	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)
国	GNI (ドル)																																																							
下位10か国の合算	4796																																																							
日本	39561																																																							
アイルランド	55431																																																							
オーストラリア	55932																																																							
デンマーク	57963																																																							
アメリカ	61247																																																							
カタール	76305																																																							
ルクセンブルク	72233																																																							
アイスランド	73077																																																							
マカオ	74100																																																							
ノルウェー	78420																																																							
スイス	81028																																																							
国	GNI (ドル)																																																							
下位10か国の合算	8804																																																							
日本	41162																																																							
スウェーデン	62469																																																							
オーストラリア	64490																																																							
カタール	65863																																																							
アイスランド	69996																																																							
アメリカ合衆国	70081																																																							
デンマーク	70390																																																							
アイルランド	76726																																																							
スイス	90045																																																							
ノルウェー	93149																																																							
ルクセンブルク	93369																																																							
165	01右上 図下キャプション	西アフリカの最貧国、ニジェールの子どもたち。	西アフリカの貧困国、ニジェールの子どもたち。	変更が適切な体裁、記載 (本来の記述に合わせるため)																																																				
165	02図	<p>発展途上国の輸出品目</p>  <p>(『世界国勢図会2019/20』より作成)</p>	<p>発展途上国の輸出品目</p>  <p>(『世界国勢図会2023/24』より作成)</p>	更新が適切な統計資料 (次年度供給本より更新)																																																				

167	7	日本は調査対象114か国中114位（2021年）であり、 <u>最下位</u> に位置	日本は調査対象119か国中118位（2022年）であり、 <u>最下位層</u> に位置	更新が適切な事実の記載
168	側注②	TPP参加 <u>11</u> か国の間では、	TPP参加 <u>12</u> か国の間では、	更新が適切な事実の記載
170	側注②	② 日本の高校生のインターネット接続時間は1日平均5時間 <u>30分</u> 、 <u>4時間</u> 以上の割合は約 <u>7割</u> である。（内閣府・令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査より）	② 日本の高校生のインターネット接続時間は1日平均5時間 <u>45分</u> 、 <u>3時間</u> 以上の割合は約 <u>8割</u> である。（内閣府・令和4年度 青少年のインターネット利用環境実態調査より）	更新が適切な事実の記載
173	右22	ればよいのだろうか。たとえば位置情報を切る、 <u>オプトアウト</u> する、 ^② いろいろなアカウントをリンクさせないよう	ればよいのだろうか。たとえば位置情報を切る、 <u>オプトアウト</u> する、 ^② いろいろなアカウントをリンクさせないよう	変更が適切な体裁、記載（英語表記の変更）
177	上02	・身の周りの課題が、 <u>社会が抱える問題と</u> 、 <u>どのように関係しているか</u> 、 <u>考えてみよう</u> 。	・身の周りの課題が <u>社会の抱える問題と</u> どのように関係しているか、 <u>考えてみよう</u> 。	変更が適切な体裁、記載（読みやすくするため）
177	上03	・社会的背景などについても、 <u>メディアを使って調べてみよう</u> 。	・社会的背景についても、 <u>メディアを使って調べてみよう</u> 。	変更が適切な体裁、記載（読みやすくするため）
180	8	<u>ふたば未来学園高校</u> は、	<u>ふたば未来学園高等学校</u> は、	変更が適切な体裁、記載（表記の統一）
181	1	<u>ふたば未来学園高校</u> の、	<u>ふたば未来学園高等学校</u> の、	変更が適切な体裁、記載（表記の統一）
184	側注③	車いすで登ることができる限界の <u>4度</u> 。	車いすで登ることができる限界の <u>約4度</u> 。	変更が適切な体裁、記載（より正確に記すため）
186	15	夏休みや <u>2学期</u> を使って、	夏休みや <u>2学期</u> を使って、	変更が適切な体裁、記載（表記の統一）
186	18	日本の子どもの <u>3人</u> に	日本の子どもの <u>3人</u> に	変更が適切な体裁、記載（表記の統一）
187	DISCUSSION	Q. 同じ地域に <u>暮らし</u> たり、観光で訪れる外国人	Q. 同じ地域に <u>暮らし</u> す外国人や、観光で訪れる外国人	変更が適切な体裁、記載（読みやすくするため）
193	見出し	<u>労働基準法</u> （抜すい）	1947年（昭和22年）4月7日公布 2020年（令和2年）3月31日最終改正	更新が適切な事実の記載

193	労働基準法 第32条	第32条〔労働時間〕 ①使用者は、労働者に、休憩時間を除き <u>1週間</u> について40時間を超えて、労働させてはならない。	第32条〔労働時間〕 ①使用者は、労働者に、休憩時間を除き <u>1週間</u> について40時間を超えて、労働させてはならない。	変更が適切な体裁、記載 (表記の統一)
193	労働基準法	第34条〔休憩〕 ①使用者は、労働時間が <u>6時間</u> を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも <u>1時間</u> の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。	第34条〔休憩〕 ①使用者は、労働時間が <u>6時間</u> を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも <u>1時間</u> の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。	変更が適切な体裁、記載 (表記の統一)
194	見出し	労働組合法 (抜すい) 1949年(昭和24年)6月1日公布 2022年(令和4年)6月17日最終改正	労働組合法 (抜すい) 1949年(昭和24年)6月1日公布 2023年(令和5年)6月14日最終改正	更新が適切な事実の記載
194	見出し	男女雇用機会均等法 (抜すい) 1972年(昭和47年)7月1日公布 2019年(令和元年)6月5日最終改正	男女雇用機会均等法 (抜すい) 1972年(昭和47年)7月1日公布 2022年(令和4年)6月17日最終改正	更新が適切な事実の記載
196	索引	<u>イスラム国</u> 096	<u>イスラーム国</u> 096	更新が適切な事実の記載
198	索引	もの <u>の</u> あわれ 016	もの <u>の</u> あはれ 016	変更が適切な体裁、記載 (表記の統一)
199	発行 著者肩書	<p>著作関係者</p> <p>鈴木寛 東京大学教授、慶應義塾大学教授 伊藤正直 東京大学名誉教授、大妻女子大学学長 倉石真 立命館大学福崎経営哲学研究センター副センター長 金井文宏 立命館大学客員教授 吉田敏弘 大正大学名誉教授 若島康彦 立命館大学教授 大野新 大東文化大学特任教授 太田啓之 朝日新聞記者 [マンガで考える公共] 松村淳 関西学院大学准教授 佐渡島綱平 株式会社コルク代表 奥野朝綱 歴史学者 奥博司 西南学院大学教授 村田麻理子 関西大学教授 安田洋祐 大阪大学教授 橋本想吾 慶應義塾高等学校教諭 田内学 お金の向こう研究所代表</p>	<p>著作関係者</p> <p>鈴木寛 東京大学教授 伊藤正直 東京大学名誉教授、大妻女子大学学長 倉石真 立命館大学福崎経営哲学研究センター副センター長 金井文宏 立命館大学客員教授 吉田敏弘 大正大学名誉教授 若島康彦 立命館大学教授 大野新 中央大学特任教授 太田啓之 朝日新聞記者 [マンガで考える公共] 松村淳 関西学院大学准教授 佐渡島綱平 株式会社コルク代表 奥野朝綱 歴史学者 奥博司 西南学院大学教授 村田麻理子 関西大学教授 安田洋祐 大阪大学教授 橋本想吾 慶應義塾高等学校教諭 田内学 お金の向こう研究所代表</p>	更新が適切な事実の記載
199	発行 発行日	公共 6・教団・公共 702 令和3年3月30日検定済 令和5年2月1日印刷 令和5年2月5日発行	公共 6・教団・公共 702 令和3年3月30日検定済 令和6年2月1日印刷 令和6年2月5日発行	更新が適切な事実の記載